

技術移転受入基盤に関する調査研究

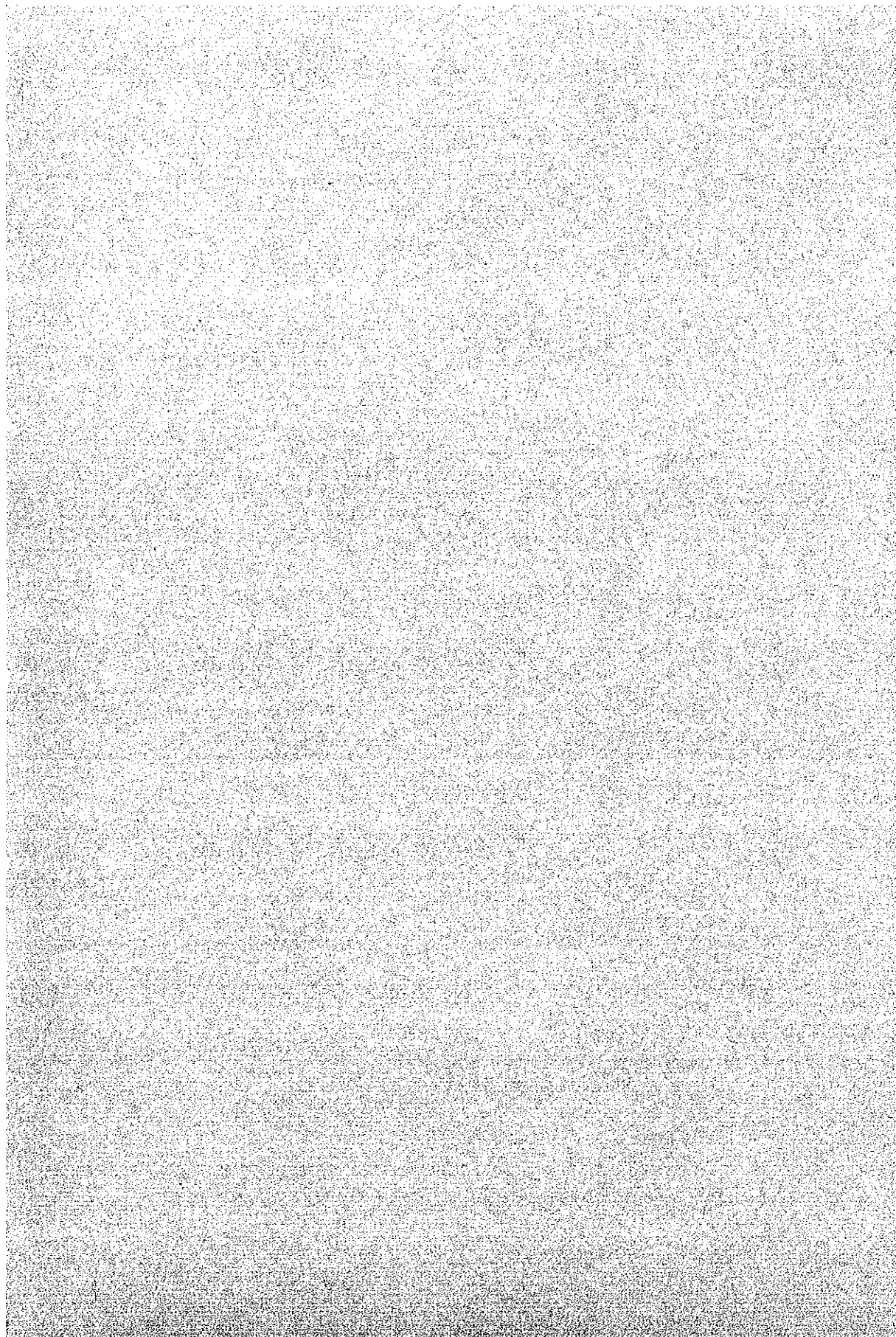
マレーシアの労働、教育、職業能力開発

— ブミプトラとルックイースト —

昭和59年12月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

総 研
J R
84—41



技術移転受入基盤に関する調査研究

地	ア	シ	ア	分	人	的	資	源
域	マ	レ	ー	シ	ア	職	業	訓
	ア			野		練		
			0310				701030	

マレーシアの労働、教育、職業能力開発

— ブミプトラとルックイースト —

執筆・編集者氏名： 布施 直春
専門分野： 職業能力開発
経 歴： 1980年8月から84年9月までの間、
労働省職業能力開発局海外協力課
長補佐として、マレーシア職業訓
練指導員・上級技能訓練センター、
MARA ジョホールバル職業訓練校
等のプロジェクト、各種研修員受
入事業を担当。

本書は、国際協力総合研修所の調査研究活動の一環として実施している技術移転受入基盤に関する調査研究の成果品であり、開発途上国の国別、分野別の基礎的技術指標、技術吸収能力等に関する調査研究報告である。

JICA LIBRARY



1056812[7]

国際協力事業団	
受入 月日 '85. 4. 17	113
	213
登録No. 11358	11C

序

マレー人、中国人、インド人のそれぞれが異なる言語、宗教と強固な一体性をもち、なかなか融合しようとはしない複合民族国家。

最多数を占めるマレー人がもっとも貧困にあえいでいる状態から脱却するため、「ブミプトラ政策」という強力なマレー人優先政策をとり、教育訓練についてもこの政策をおしすすめている国。

単一種族、単一語族である我々日本人から考えると、想像を絶する国家統合の困難さを持ちながら遠大な社会改革をこころみている国。

それがマレーシアです。

さて、マレーシアのマハディール首相が“ルックイースト政策”を提唱し、日本がこれに協力、推進していることなどから、ここ数年、日本とマレーシアとの間の協力プロジェクト、日本への研修生の受入れが急増しています。

今後も、日本とマレーシアの地理的關係、経済關係などから相互の絆はますます強くなるし、マレーシアに対する技術協力事業に携わる日本人も増加してゆくと考えられます。

開発途上国における調査・企画業務に携わった方であればどなたもお気づきのように、その国の真のニーズを把握し、これにフィットしたプロジェクトを企画することはなかなかむづかしいことです。マレーシアもこの点で例外ではありません。

そのような折に、ペーパー1枚でも多くの基礎資料が入手できることは万金に値します。筆者が浅学非才をかえりみず本書の執筆、編集をお引き受けした理由は、体験に基づいたこの点につきます。

本書が、今後、マレーシアへの技術、技能の移転、定着の事業に携わる方々に多少なりとも役立つならば筆者にとってこのうえない喜びです。

なお、本書の執筆・編集に際しましては、外務省（地域担当課、在マレーシア日本大使館）、国際協力事業団、労働省の文献・資料を活用させていただきました。それらのリストは末尾に掲載いたしました。この場をお借りし厚くお礼申し上げます。

布施直春

目 次

第1章 一般事情	1
第1節 概 況	1
1. 国土、人口	1
2. 政治体制	3
3. 政 党	3
4. 内 政	4
5. 外 交	5
6. 日本との関係	5
第2節 複合民族国家の社会事情	8
第3節 ブミプトラ優先政策	13
第2章 経済・労働事情	16
第1節 経済事情	16
1. これまでの経済発展	16
2. 最近の概況	17
3. 新経済政策と第4次マレーシア計画	17
4. 製 造 業	20
第2節 労働事情	27
1. 雇用・失業	27
2. 技能労働力の確保	33
3. 賃 金	34
4. 労働条件	34
5. 労使関係	34
6. ブミプトラ優先政策に基づく雇用上の規制	35
第3章 学 校 教 育	40
第1節 沿 革	40
第2節 学校教育の体系および概要	42
1. 小 学 校	42
2. 中等学校	45
3. カレッジ	45

4. 大 学	46
5. 職業教育および技術者教育	47
第4章 公共職業訓練	49
第1節 沿 革	49
第2節 実施機関別事業概要	49
第3節 労働・人的資源省	54
1. 概 要	54
2. ITI（職業訓練校）クアラルンプール	54
3. ITI プライ	63
第4節 MARA（マレー人殖産公団）	65
1. 概 要	65
2. IKM（職業訓練校）ジョホールバル	65
3. IKMクアラルンプール	81
第5節 文化・青年・体育省	83
第6節 NITTCB（職業訓練・技能検定評議会）	86
第7節 職業訓練指導員等	96
第5章 企業内職業訓練	103
第1節 概 要	103
第2節 訓練実施事例（16社）	107
第6章 わが国の技術協力	118
第1節 経済協力全般	119
第2節 ルックイースト（東方）政策	
第3節 CIAST（職業訓練指導員・上級技能訓練センター） に対する協力	120
1. CIAST構想のねらいと協議経過	120
2. 技術協力計画	122
3. プロジェクトの進捗状況	128
第4節 そ の 他	131

第1章 一般事情

第1節 概況

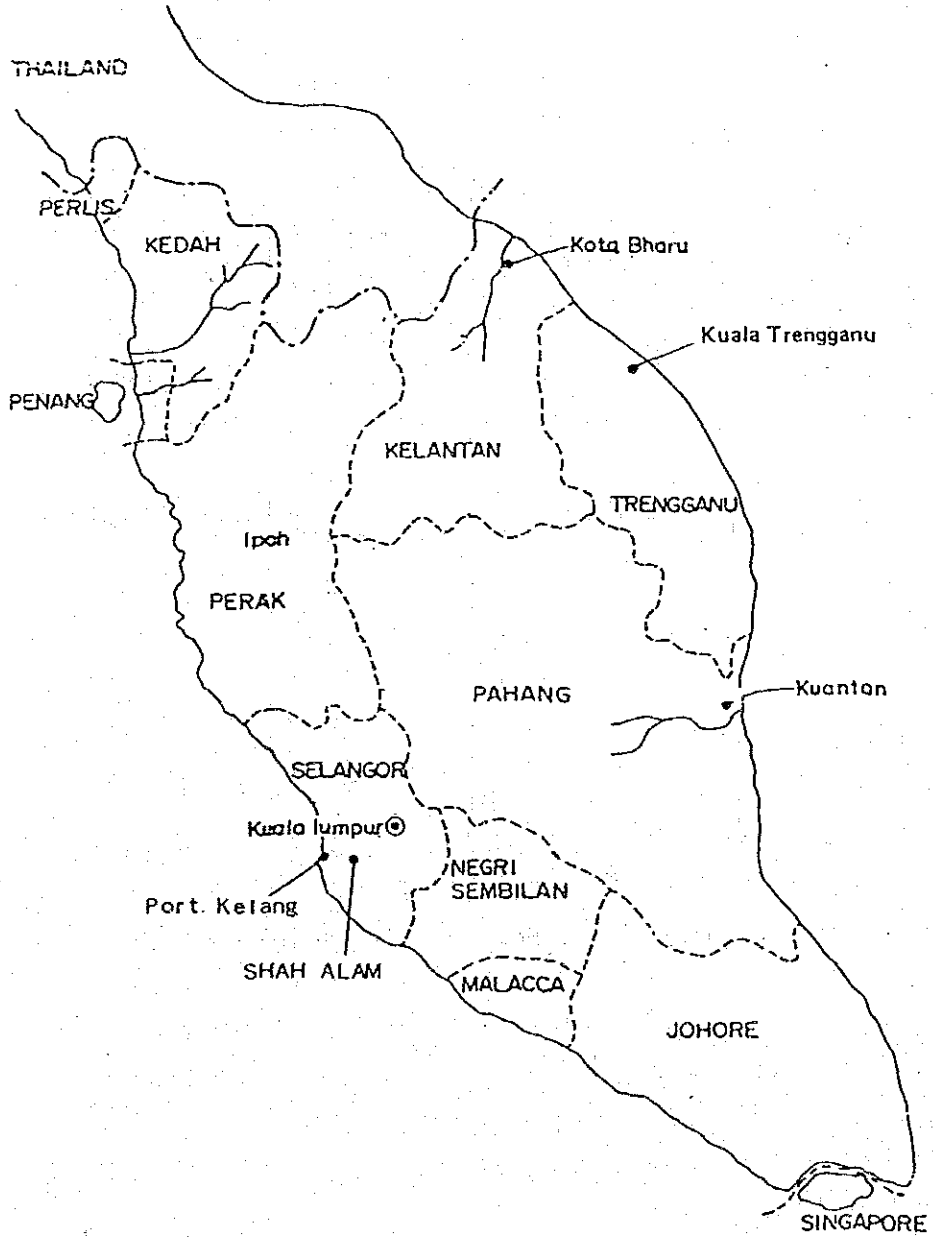
1. 国土、人口

州 別	人 口	面 積
	(千人)	(km ²)
1 クアラルンプール連邦区	934	243
2 スラソゴール	1,467	7,982
3 ペラ	1,762	21,005
4 ジョホール	1,602	18,985
5 ケダ	1,102	9,479
6 ペナン	912	1,005
7 クラタ	878	14,797
8 パハ	771	35,931
9 ヌグリ・スンビラン	564	6,643
10 トレングヌ	542	13,079
11 マラツカ	453	1,658
12 ペルリス	148	818
13 サバ	1,003	76,115
14 サラワク	1,295	124,450
合 計	13,434	330,434

(注) 人口統計は、1980年6月の国勢調査統計による。

マレーシア概略地図

(半島部分のみ)



2. 政治体制

基本政体：立憲君主制

元 首：アハマド・シャー（第7代国王）

内 閣：11 政党で構成される国民戦線が与党

首 相：マハディール

議 会：二院制

上 院 議席 58

任期 6 年、3 年毎改選

国王、州議会在が任命する。

下 院 議席 154

任期 5 年、直接選挙

3. 政 党

	政 党 名	下院議席数	党 首
与 党	国 民 戦 線 (主 要 政 党)	1 3 2	マハディール
	統 一 マ レ ー 国 民 組 織	(7 0)	マハディール
	マ レ ー シ ア 中 国 人 協 会	(2 4)	
	マ レ ー シ ア ・ イ ン ド 人 会 議	(4)	サミー・ヴェル
野 党	人 民 行 動 党	9	チエン・マン・ヒン
	イ ス ラ ム 教 党	5	ユソフ・ラワ (代行)
	無 所 属 (内 5 人 は 国 民 戦 線 系)	8	

4. 内 政

(1) 政権交代のパターン

独立以来、最大与党である「統一マレー国民組織」の総裁が代々スムーズに政権の座につくパターンが定着している。現在のマハディール首相は第4代目の首相である。

(2) マハディール政権の現状

1981年7月、フセイン・オン首相が健康上の理由で引退し、マハディール副首相が第4代首相に就任した。

82年4月にマハディール首相は下院を解散し、総選挙が行われた。結果は与党である「国民戦線(FN)」が圧倒的勝利(154議席中132を取得)を収めた。

なお、総選挙の結果、2大野党のうち「マレーシア・イスラム教党(PAS)」は現状(5議席)維持にとどまり、中国人系主体の「民主行動党」(DAP)は13議席から9議席に後退した。

(3) 憲法改正問題

政府が提案した国王の権限を縮小するための憲法改正案は、サルタン会議の反対にあったが、1984年1月、改正内容を、国王の法案裁可権限を縮小することのみに限定するという事でサルタン会議の同意をとりつけ、成立した。

(4) 主要政策

イ. 「新経済政策」(NEP)の推進

貧困の撲滅、マレー人の経済的地位の引き上げによる人種間の経済的不均衡の是正を目標とする「新経済政策(1971~90年)のもとに、第2次マレーシア計画(1971~75年)、第3次マレーシア計画(1976~80年)を実施し、81年より第4次マレーシア計画を推進中である。(詳細については第2章第1節の「3」参照。)

ロ. 人種問題

人種構成比は、マレー系54.2%、中国系34.8%、インド系10.3%その他0.7%(1980年国勢調査)となっている。マレー系は中国系に比べて相対的に貧困であり、両人種間の融和を図りつつ、マレー系の経済的地位を引き上げることが内政の最大課題である(1969年の総選挙の際、マレー人と中国人の対立から流血の人種暴動が発生した)。この

ために推進されているのが「プミプトラ優先政策」である。(詳細については本章第3節参照。)

1971年の「新経済政策」開始以来各人種間には一応の調和が保たれ、与党「国民戦線」の指導の下に内政は安定的に推移している。

5. 外 交

マレーシアの外交政策の基本原則は、ASEAN諸国との協力関係の強化、イスラム教諸国との協力、非同盟中立、大国との等距離外交および自由主義諸国との協力である。

マハディール首相の登場により外交政策上の力点の置き方に変化が生じており、英国離れ、日本および韓国への接近の姿勢(ルックイースト(東方政策))が目立っている。

6. 日本との関係

(1) 貿易、投資

イ. 貿易

日本はマレーシアにとって第1の貿易相手国(83年は、輸出全体の18.0%、輸入全体の26.9% — マレーシア大蔵省経済報告)である。

両国間の貿易関係は、1976年以来、日本の入超で推移しているが、81年より1次産品を中心とするマレーシアの輸出が世界景気の影響を受け減退し、マレーシア側の黒字幅は減少している(「マ」の黒字幅80年14.1億米ドル、81年5億米ドル、82年5.1億米ドル、83年3.6億米ドル — 日本通関統計)。

ただし、83年よりLNGの対日輸出が開始されたため、今後はマ側の黒字が増加する見込みである(83年170万トン、約4.4億米ドル、その後漸増し、86年より17年間にわたり、各年あたり600万トンを入力する予定。)

ロ. 投資

日本の対マレーシア投資累計額は、83年2月末で7.64億米ドル(720件)であり、マレーシアにとって日本は第1位の投資国である。

日本にとっては、ASEAN諸国中ではインドネシア、シンガポールに次いで第3位の投資先となっている。

日本からの進出企業数は1979年12月現在で305社である。

ハ、その他

両国の民間経済界の交流組織として、1977年、日・「マ」双方に経済協議会が設立され、毎年1回、合同会議が開催されている。第7回会議は、84年3月にクアラルンプールにおいて開催された。

(2) 人的交流

わが国に居住しているマレーシア人は、83年3月現在で918人である。マレーシア人留学生(在籍者)数は、82年5月時点で156人(国費83人私費73人)である。

また、マレーシアの在留邦人数は、83年10月現在で4710人となっている。

マレーシア主要経済指標

	項 目	1981年	1982年	1) 1983年	2) 1984年	出 所
基礎データ	G N P (億ドル)	242.1	253.4	270.3	299.1	(マレーシア大蔵省 経済報告)
	一人当りGNP (ドル)	1,796	1,758	1,833	1,985	(同 上)
	実質経済成長率 (%)	7.1	5.2	5.6	6.0	(同 上)
	消費者物価上昇率 (%)	9.6	5.8	4.0	4.0	(同 上)
	失 業 率 (%)	5.7	5.2	6.0	5.9	(同 上)
	対外債務残高(億ドル)	34.68	54.06	75.33	-	(同 上)
	外貨準備高(") (gross カッコ内はネット)	43.75 (37.02)	38.58 (36.10)	- (34.33 6月末)	-	(同 上)
国際収支 (億ドル)	輸 出	120.1	120.6	135.0	152.5	(同 上)
	輸 入	121.1	128.9	133.6	140.4	(同 上)
	貿易収支	△0.9	△8.3	1.4	12.1	(同 上)
	経常収支	△22.1	△32.7	△27.8	△19.3	(同 上)
	総合収支	△4.9	△2.6	0.3	-	(同 上)
対日(億ドル) 貿易	対日輸出	29.3	30.1	31.3	-	(大蔵省通関統計)
	対日輸入	24.2	25.0	27.7	-	(")
	対日収支	5.0	5.1	3.6	-	(")
国家予算 (億ドル)	歳 入	70.6	71.9	76.8	81.1	(マレーシア大蔵省 経済報告)
	歳 出	119.7	120.1	118.3	113.6	(同 上)
	財政赤字	49.2	48.1	41.5	32.5	(同 上)
	マレーシア通貨の対米ドル 換 算 比 率	2.24	2.32	2.36 (83年 8月)	2.36 (83年 8月)	

1) マレーシア側見込値

2) 予測値

第2節 複合民族国家の社会事情

1. マレーシアは、複合民族国家ということで一般に知られているが、その人種構成は、マレー系54.2%、中国系34.8%、インド系10.3%、その他0.7%となっている(1980年国勢調査)。

マレー人社会は、マレー半島の「大地の子 土着の民」(Bumiputra)として、今日においてもマレー語を使用言語とし、サルタン(王)への忠誠とイスラム教信仰によつて統合された社会となっている。

16~19世紀にわたつて形成されたマレー人の伝統社会での階級制度は、サルタンを頂点とした11の階級によつて構成され、イギリスによつて直接支配された、ペナン、マラッカを除く他の州は、イギリスがサルタンを間接支配の形で維持し、サルタンに、イスラム教とマレー人の慣習に関する権限を保持させたため、マレー人社会の伝統構造は、独立後の今日においても基本的に維持される結果となつた。

これに対し、中国人社会は、人種(中国人)、言語(多様な中国語)、文化(中国文化)、宗教(仏教、儒教)などの一体性のもとで、移民として家族、親族、出身地域ごとの強固な連帯により生活を維持してきており、その基本には、勤勉によつて家を興じてゆくことが求められてきたといえる。こうした中国人移民は、イギリス支配下のマレーにおいて、始めは錫生産の開発に伴い大量に導入され、植民地開発の主要な労働力として位置づけられていたが、これらの中から漸次、小商人、貿易商、農園主などへと上昇していく者が生れ、第二次世界大戦の頃までには中国系住民の富裕者層が出現した。

インド人は、南インドのマドラス州周辺から、農園労働者としてイギリス支配下に移住させられたタミール人であった。ヒンズー教を信仰し、祖国インドへの帰属感を維持し、インド人としてのアイデンティティー(一体性、同一性)を強く守っている。

2. 宗教については、憲法第3条によりイスラム教が国教と定められており、政府は政治的な理由からかなり強力にイスラム教の強化に力を注いでいる。ただし、同時に憲法により個人の信仰の自由が保障されている。布教も自由である。

前述のように、人種によつて宗教を異にしており、マレー人はイスラム教、

中国人は大部分が仏教、道教で、インド人は大部分がヒンズー教である。なお、インド人の一部にはイスラム教徒がおり、また、中国人の中にもイスラム教に改宗した者がいる。この他ユーラシアンおよびインド人、中国人の一部にキリスト教徒がいる。

マレーシアのイスラム教徒は約600万人で、同教の主流であるスンニー派がほとんどである。マレーシアの場合は、国全体の祭主というものはなく、各サルタンがそれぞれの州の祭主であり、国王は出身州ならびにペナンおよびマラッカの祭主である。サバおよびサラワクにはかかるものはない。

またイスラム教に関する事項を扱う全国的な機関として、1968年のサルタン会議により全国イスラム教評議会が創設されており、その委員長には首相が任命されるのが常である。

ここ数年、当国においては、中近東に見られるのと同様に、イスラム教の復権傾向が見られ、日常のあいさつ、服装等日常生活の面においてイスラム教的な傾向が強くなりつつあり、また、Dakwah と称するイスラム教宣教団体の動きが活発となっている。

3. マレーシアが複合民族国家であることの難しさは、ただ単に、上述のような複合言語の存在によつて、国民の統合が容易でないという点だけにあるのではない。それにもまして事態を難しくさせているのは、人数において最多数を占めるマレー人が、経済的な能力において最も劣っているために、もつとも恵まれない職業にしか就けず、もつとも貧困にあえがざるをえない、という事実である。これを端的にいうと、都市に中国人が集中し、農村にマレー人が集中する。あるいは、第2次産業と第3次産業には中国人が集中し、第1次産業にマレー人が集中する。さらに、管理的な仕事や熟練を要する仕事には中国人が集中し、そうでない単純未熟練労働にマレー人が集中する、という事態になっていることである。これらのことは人種間の所得分布に当然大きな格差をもたらす結果となる。

中国系住民の問題は、マレーシアに限らず、東南アジア経済を考える場合には、常に見逃がすことのできない論点である。それは、一般に中国人が、他の土着諸民族とくらべて、勤勉さ、企業家精神、経営管理能力などにおいて、格段に優れていることから発生する問題にほかならない。

マレーシアは、中国系住民問題がもつとも鮮明な形を取つてあらわれてい

る国である。複数人種間の融合が進まず、その統合がなされないようでは実質的な「国家的統一」は困難となる。たとえば、1969年に経済の実権を握る中国系住民と、これに不満を持つマレー系住民が衝突し、人種暴動が発生している。

【参考】 イスラム教について

イスラム教は、モハマンドが西暦610年頃から布教活動をはじめた、唯一神アッラーを信仰する宗教である。回教あるいはモハマンド教とも呼ばれている。

イスラム教の信徒は、中近東（アラブ諸国、イラン、トルコその他）を中心として、西はアフリカ、東はパキスタン、中国、北はソビエト、南はインドネシアにわたって分布しており、信徒の総人口は3億ないし4億といわれている。

(1) 特色

イスラム教の特色としては次の点が指摘できる。

- (イ) 妥協を許さぬ厳格な一神教で、アラビア語で「アッラー」、ペルシャ語で「ホダー」と呼ばれる唯一絶対神への帰依が信仰の根本となっており、偶像崇拜を認めない。
- (ロ) イスラム教では、すべての人間は神の前では平等であるとされておりイスラム教徒による共同体思想（教友愛）と連帯精神に富んでいる。イスラム教は他の宗教に対し比較的寛容である。
- (ハ) イスラム教徒の始祖モハマンドはイスラム教によれば最後の予言者である。なお、予言者は神の啓示を受けたとしても、通常の間人であるから礼拝の対象にはならない。
- (ニ) イスラム教では神学者、法学者、お祈りの指導者（イマーム）は居るが、キリスト教とは異なり神と人間との中間に立つ僧侶階級は存在しないことになっている（イランにおける聖職者も本来神学者、法学者であるが、イラン等のシーア派世界ではスンニー世界よりもこれらの者の勢力、社会的影響が強く、また、確固としたモスク（寺院）組織を有している）。

(2) 5 行

イスラム教徒が実践すべき義務として次の5行がある。

- ① 信仰告白（「アッラーの他に神なく、モハメドは神の使徒である」と信じ、かつ、その旨を告白する）
- ② 礼拝（1日5回または3回メッカの方に向っての礼拝）喜捨（富める者が貧者に施しをする）
- ③ 断食（イスラム歴9月ーラマダン月ーには、病人、旅行者、幼児、妊産婦、前線の軍人等を除くイスラム教徒は、日の出より日没まで一切の飲食物を断つ）
- ④ 巡礼（事情が許す限り、一生に一度はイスラム歴12月にメッカに巡礼する）

なお、このほかにイスラム教徒に特徴的な生活習慣としては次のことがあげられる。

- ① 飲酒をしないこと。
- ② 豚肉を食べないこと。
- ③ イスラム暦を使用すること。
- ④ 一夫多妻が許されること。

(3) イスラム教の聖地

イスラム教徒の聖地は、メッカ、メディナ（いずれも現在のサウジ・アラビアの紅海沿岸のヒジャーズ地方に位置する）、およびエルサレムである。

(4) 宗 派

イスラム教の2大宗派は、スンニー派とシーア派である。スンニー派は予言者モハメドの死後、相次いで選出された4代カリフ（後継者の意）を、モハメドの正統後継者として認めるもので、多数派である。

他方シーア派は、モハメドの後継者はその徒兄弟で娘婿でもある第4代カリフのアリーとその子孫である12人の導師（イマーム）に相続されるとし、アリー以前の3人のカリフの正統性を否認する分派である。シーア派がペルシヤ人（イラン人）に受け入れられた背景としては、イラン人が異民族であるアラブ人に征服されたことをよしとせず、自己の

アイデンティティを少数派シーア派に求めたことが指摘されている。

全世界のイスラム教徒の80%以上がスンニー派に属する。シーア派が多いのはイラン(人口の80%以上)を筆頭に、バハレーン(人口の約70%)、イラク(人口の約60%)等である。また他の湾岸諸国やイエメンにもシーア派教徒が存在する。

このほかに、一種の復古・改革運動であり、サウジアラビアのイスラム教徒の90%以上を占めるワッハーブ派その他がある。

(5) 戒律のきびしさ

戒律のとくにきびしいのがシーア派とワッハーブ派である。また国によっても若干異なる。

世界のイスラム諸国を戒律のきびしさの順でみると

第1グループ イラン、サウジアラビア、イラク、リビアなど

第2グループ パキスタン、カタール、クエート、アラブ首長国連邦
など

第3グループ 上記以外の国

マレーシアのイスラム教徒はスンニー派であり、前述の5行、禁酒、豚肉の不食は当然としても、チャドルの着用などの点ではきびしくはなく上述の第3グループに属するという感じである。

第3節 ブミプトラ優先政策

このように、各人種集団がそれぞれのアイデンティティーを堅持している状況に対し、マレーシア中央政府は国民統合を強力に押し進め、非マレー人に対し、マレー人のアイデンティティーへの同調を求めようとした。そして、それをさらに押し進める憲法改正を1971年に行い、(1)サルタンの地位、(2)国教としてのイスラム、(3)国語としてのマレー語、(4)マレー人の特権および(5)マレーシアの市民権についての公的批判の禁止、を掲げた。

この「(4)マレー人(イスラム教を信奉し、日常的にマレー語を話し、マレーの習慣に従う者)の特権」条項に支えられて、第2次マレーシア計画(1971～75年)実施以来、積極的に推進されているのが「ブミプトラ(大地の子=土着の民)優先政策」である。

この政策は、マレーシアの土着の民(ブミプトラ)であるマレー人と中国人インド人など他者との経済的格差を改善するため、あらゆる政策手段を総動員して、すべてのマレー人を優遇し、これによりマレー人の経済的地位を引き上げ、均衡のとれた国づくりを進めることをめざした、マレー人優先政策、マレー化政策、マレー人地位引上政策などの総称である。

この優先政策は、マレーシア経済全体の急速な成長を図ることを前提とし、その中でマレー人の経済格差を解消することをめざすことにより非マレー人側の被害をこうむることのないようにすることとしているものである。

この優先政策は、資本の面と労働力の面に大別される。資本の面の政策目標は、1970年段階で半島部マレーシアの株式資本所有の人種間分布において、マレー人1.9%、中国人37.4%、外国人60.7%となっていたものを、1990年までにそれぞれの比率を、30%、40%、60%に是正するのが具体的目標となっている。すなわち、70年時点でわずか2%の株式資本しか有していないマレー人の地位を1990年までの20年間で30%の比率にまで高めようということである。1990年までの20年間で30%の比率にまで高めようということである。

また、労働力の面では、1990年までに、各産業部門の総雇用数に占める各人種の雇用比率を、総労働数に占める各人種の比率、すなわち、マレー人45%、中国人35%、インド人10%、その他10%と同じにすることが具体的な目標となっている。

資本の面で政府が採用した政策手段は、連邦、州政府および公社・公団などが、のちにマレー人の経済力が強化され貯蓄能力が備わった段階にいたってマ

レー人に株式を譲渡することをねらいとして、マレー人に代って株式を取得、保持するというものである。

また、労働力の面でのブミプトラ政策の推進のための手段は、人種別雇用に関しての行政指導とマレー人優先の高等教育および職業訓練政策である。

雇用の面の具体的としては、国の人種構成比を反映した雇用比率の達成が各組織に求められている。一般にマレー人 45 %、中国人 35 %、インド人 10 %、その他 10 % である。このガイドラインは、職階別（管理職、技術者など）に適用され、その達成状況について、労働省が定期的にチェックし、マレー人の雇用増加について行政指導を行っている。（詳細については第 2 章第 2 節の「6」参照のこと。

また、管理職、技術者、技能者などのポストでのマレー人の人材が不足している状況を打破するために、マレー人優先型の教育、訓練を実施している。

教育の面についてみると、マレーシアには、現在 5 つの大学があるが、歴史のあるマラヤ大学（創立 1959 年）では、1970～71 年頃までは理工学部の学生の 8～9 割が中国人によつて占められ、農学、医学においても中国人の割合がきわめて高い状況にあった。これがブミプトラ優先政策によつて「クォーター制」（入学試験の際にマレー人受験者に対してのみ実際の得点のほか一定の上積み点を付加するもの）を導入し、1959 年頃、全体のうちわずか 19.3 % であつたマレー人学生の割合が、1972 年には 43 % にまで増加した。その他、教育訓練施設として、マレー人だけを対象とする I T M（Institute Technology MARA）、I K M（Institute Kemahiran MARA）といった技術・技能教育訓練施設を全マレーシアに 10 カ所設置し、第 4 次マレーシア計画（1981～85 年）においては、その数を倍増させる計画になっている。

【参考】

(1) マレーシアの一般事情、生活事情については次の資料などを参照されたい。

- ・ 「アジアでの暮らし(マレーシア)」 財国際協力サービスセンター
- ・ 「海外生活の手引(マレーシア)」 財世界の動き社

(2) 在マレーシア国日本政府機関など

(1) 在 外 公 館

在マレーシア日本国大使館

住 所 Embassy of Japan
AIA Building (6 th Floor)
Jalan Ampang, Kuala Lumpur, Malaysia
電 話 2 2 4 0 0, 2 1 5 3 1 ~ 3
電 略 NIHONTAISI KUALALUMPUR
TELEX C. MA 30385
A. TAISI MA 30385

(2) 国際協力事業団クアラ・ Lumpur 事務所

住 所 JICA Kuala Lumpur Office
Room No 400 - 411, 4 th Floor
Wisma Central, Jalan Ampang
Kuala Lumpur, Malaysia
電 話 2 9 0 9 8 8
電 略 C/O JOCV KL MALAYSIA

(3) ジェトロ海外事務所

住 所 JETRO Kuala Lumpur Office
Room No 5124 - 5127, 5th Floor
Wisma Central, Jalan Ampang
Kuala Lumpur, Malaysia
電 話 8 5 7 1 9, 8 1 5 9 1

第2章 経済・労働事情

第1節 経済事情

1. これまでの経済発展

マレーシアは、東南アジアの中央部に位置し、豊富な天然資源に支えられている。政治経済情勢の安定が続くなかで、第一次産品の好調な輸出を背景に、消費支出の拡大および政府の高度成長路線とも相まって、これまで顕著な経済発展を遂げてきた。

その結果、1人当りの国内総生産（GDP）は、1980年には1620米ドルに達し、いまや、ASEAN 5カ国の中ではシンガポールについて第2位となった（第2-1表参照）。

しかしながら、マレーシアは典型的な一次産品輸出国であり、石油、木材、天然ゴム、パームオイル、スズで輸出全体の約7割を占めていることから、国際経済動向、とりわけ国際商品市況に左右されやすく、この点に構造的な不安定要因をかかえている。マレーシア政府としては、一次産品依存型経済から脱却すべく、商品協定等を通じた国際的な一次産品価格の安定対策、外国投資の促進等にとくに力を注いでいる。

マレーシア政府の経済政策の最終目標は、人種間の潜在的対立の発展的解消を図ることをねらいとして、1971年に策定された「新経済政策(New Economic Policy)」(1971～90年)の実現である。このため、高度経済成長を継続するなかで、貧困の撲滅と社会の再編成(人種間の社会・経済的格差、不均衡の是正)を達成し、これによつて国民的統一を図ることを目標としている。本政策は、マレーシア政府の開発政策、外資政策等すべての社会・経済政策の根幹となる極めて重要なものである。マレーシアの経済構造の指標として、各産業生産額の国内総生産(GDP)に占める割合(81年)をみると、1位は農林漁業23%、2位は製造業18%、ついで政府関係サービス13%、卸・小売・ホテル13%、金融保険8%の順となつており、農林漁業と公共部門の比重が高いことが特色である。(第2-2表)。

2. 最近の概況

1979年好調に推移したマレーシアの輸出は、1980年に入り、先進工業国の景気後退による主要産品需要落込みの影響を受け増勢鈍化、ついには1981年には前年に比し輸出が減少し、貿易収支は一挙に赤字(△0.9億ドル)に転化した。82年も輸出がやや持ち直したものの、輸入の伸びがこれを上回り、貿易収支の赤字幅は一層拡大した(△8.3億ドル)。しかし、83年には、輸出が回復したため、貿易収支は黒字が見込まれている(1.4億ドル)。

輸出の不振によりマレーシア経済の成長も鈍化し、GDP成長率は、80年の7.8%から、81年には7.1%、さらに82年には5.2%に低下、83年は若干持ち直したものの、5.6%にとどまった。その結果、政府の財政収入も予想を下回り、これによつて生じた財政赤字を如何にファイナンスするかが大きな課題となつている。

財政赤字対策として政府は開発計画の見直しを行つている。81年の経常、開発予算が前年比28%増であつたのに対し、82年予算は前年比3.8%増にとどまり、さらに83年予算はわずか0.2%増となつた。また10月に発表された84年予算はさらに圧縮され前年比4%減となつている。81年は開発計画実施のために約29億マレーシア・ドル(約13億米ドル)の海外借入を行つたが、82年はこれを上回る約48億マレーシア・ドル(約21億米ドル)の借入れを行い、さらに83年は約52億マレーシア・ドル(約22億米ドル)が見込まれている(1983年現在、1米ドル=2.36マレーシアドル)。

3. 新経済政策と第4次マレーシア計画

1969年に生じた人種暴動の反省により策定された前述の「新経済政策」は、民族の真の統合を図ることを基本方針とし、これを実現させるため次の2点をその重要な政策目標としている。

すなわち、第1に貧困の撲滅(Eradication of Poverty)を人種の別なく達成すること、第2に、社会の再編成(Restructuring of Society)を行い、各経済分野や居住地域での人種的格差を是正することである。

前者のための施策としては、農林漁業部門従事者の生産性向上対策、低開発地域の振興対策が中心とされている。後者については、いわゆる「ブミプトラ政策」と呼ばれている諸政策(マレー人その他の先住民、いわゆる「ブミプトラ」)は、国民中の約54%を占めているが、これらの者の国民経済にお

〔第2-1表〕 アセアン諸国の経済指標

国	GDP年平均 増加率(%) (1970~80)	年平均インフ レ率(%) (1970~80)	1人当GNP (米ドル) (1980)	公的債務返済 率(%) (1981)	経済成長率予 測(%) (1980~85)
マレーシア	7.8	7.5	1,620	3.1	7.6
シンガポール	8.5	5.1	4,430	0.8	n. a.
フィリピン	6.3	13.2	690	(1980)7.0	6.3
タイ	7.2	9.9	670	6.7	6.8
インドネシア	7.6	20.5	430	8.3	7.3

(資料出所) マレーシアの投資ガイド(改訂版)、商工組合中央金庫 22P

〔第2-2表〕 国内総生産の産業別構成(実質)

(単位 百万MDル)

	1979	1980	1981	成長率 (%)	シェア (%)	1982 推定
農 林 ・ 水 産	6,068	6,255	6,586	5.3	23	6,771
鉱 業	1,197	1,171	1,131	△3.4	4	1,175
製 造 業	4,470	4,874	5,069	4.0	18	5,246
建 設 業	1,027	1,209	1,318	9.0	5	1,410
電 気 ・ 水 道 事 業	557	605	647	6.9	2	684
運 輸 ・ 通 信	1,549	1,803	1,940	7.6	7	2,056
卸小売・ホテル・レストラン	3,161	3,530	3,813	8.0	13	4,003
金融・保険・不動産業	1,946	2,041	2,192	7.4	8	2,334
政府関係サービス	3,055	3,202	3,689	15.2	13	8,817
その他サービス	661	720	767	6.5	3	805
調 整	633	818	886	8.3	4	890
合 計	24,324	26,228	28,038	6.9	100	29,131

(資料出所) Economic Report 1982/83 P. P. xiv ~ xv

ける地位がきわめて低いので、優遇する措置をとって彼らの地位向上を図ろうとする政策（詳細については第1章第3節参照）が1990年を目標に、次の原則により推進されている。

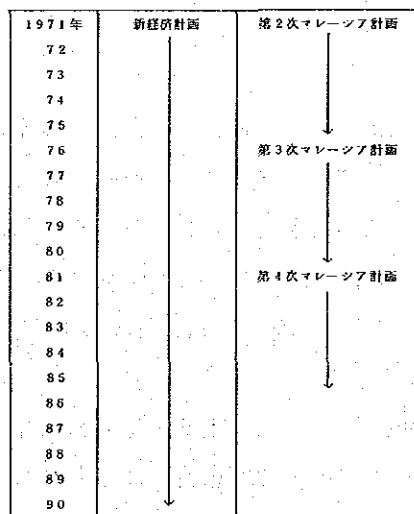
- ① すべての経済分野およびレベルでの就業構成をマレーシアの人種構成比率に応ずるように改善すること。
- ② 民間部門の資本構成を総体として、ブミプトラ 30%、その他のマレーシア人 40%、外国資本 30% になるように改善すること。

これらの目標は、マレーシア経済社会の既存秩序を積極的に変改することを目的としているだけに、その実現には少なからざる問題点を伴うが、政府はその目標にむかって政策を推進している。たとえば、上記②については71年から80年の期間中の法人部門株式の保有割合は、外国資本の比率が61.7%から47.5%に低下する一方、ブミプトラ（政府系機関を含む）の保有割合は34.0%から40.1%へと増加をみている。

「新経済政策」実施の基盤を整備するため、71年から75年まで第2次マレーシア計画（Second Malaysia Plan）が実施され、ついで76年から80年まで第3次マレーシア計画（Third Malaysia Plan）が引き続き実施された。第3次計画はGDP（国内総生産）の実質経済成長率8.6%（年率）を達成し、大きな成果を収めた。現在は新たに第4次マレーシア計画（1981～85年）が実施に移されている。

【参考】

各経済計画の対象年次



第4次マレーシア計画によれば、計画期間中の実質経済成長率(GDPベース)は7.6%と見込まれ、総公共投資は428億マレーシア・ドルが予定されている。公共支出の配分については、農業の生産性向上と雇用機会の創造を通じ所得を増加させるという目標を反映し、84億マレーシア・ドルが農業・農村開発関係にあてられるほか、地域別でも開発の遅れた諸州への支出等貧困の撲滅対策の充実に施策の重点が置かれている。

また、同期間中の民間投資は投資総額の72.2%を占める741億マレーシア・ドルとなることが展望されており、石油・天然ガス開発関連投資の79億マレーシア・ドルをはじめとし、製造業および建設業などが主要投資先となっている。

一方、公共投資、民間投資ともに海外からの借入れ、直接投資に期待する部分が大きく、公共部門については40億マレーシア・ドル、民間部門については94億マレーシア・ドルが海外からの資金によるものとされており、このため良好な投資環境の維持を図るべく、政府は最大限の努力を払っている。

しかし、第4次計画発足当初より内外の経済事情が大きく変化しているところから、この計画の見直し作業が行われ、84年3月下旬に開催された国会で承認を得たのち公表された。

この見直しにおいては、第4次計画の諸プロジェクトが再検討に付されたほか、「ルックイースト(東方)政策」、生産性向上、「マレーシア株式会社」構想、公共部門の民間移譲といったマハディール首相の新構想についての基本方針がまとめられている。

4. 製造業

製造業は、マレーシア政府が1次産品依存経済からの脱却をめざして最も力を入れている分野の一つであり、事実1970年代を通じて飛躍的な発展をとり、70年代後半には、年率13.5%(実質)の成長率を示し、この間の高度経済成長(実質年率8.6%)の中心的存在となった。その結果、1981年には、各産業の国内総生産に占める比率をみると、製造業は18%と、農林漁業に次ぐ地位を占めるにいたった。

製造業の内訳も、当初の1次産品加工型から外資を中心に、繊維品、セメント、金属製品等の輸入代替型産業に移行し、さらに今日では、輸出志向型である家庭電器、エレクトロニクス産業へと移行しつつある。

また、最近設立された重工業公社（HICOM）を中心に、わが国企業等の協力で環元鉄（スポンジ・アイアン）の生産等に乗出すなど、今後の一層の飛躍が期待されている。製造業の分類別企業数は第2-3表のとおりである。

しかし、このように好調であったマレーシアの製造業も、最近の世界経済の鈍化傾向をも反映し、近年、成長が鈍化しつつある。国内的には、技能労働力の慢性的不足、原燃料コストの高騰などの要因が考えられ、これに輸出不振が加わったことで、一種の転機が訪れている。今後の課題としては、とくに品質の向上を中心として、国際競争力のある商品開発が急務である。

製造業のなかの主要な業種を概観すると、食品加工業としては、小麦粉、ビール、ソフト・ドリンク、パイナップル缶詰、コンデンス・ミルクなどが他の製造業ほどの伸びは示していない。木材加工業は製造業総生産の12%を占め、合板生産が中心であるが、最近の世界的な建築需要不振を受けて低成長が続いている。

〔第2-3表〕製造業の分類別企業数(1980年調査)

No.	Kod	Types of Manufacturing Enterprises	Total No.
1.	38210	Manufacture of Engine and Turbine	41
2.	38220	Manufacture of Agricultural Machinery and Equipment	19
3.	38230	Manufacture of Metal & Woodworking Machinery	39
4.	38240	Manufacture of special industrial Machinery and Equipment except Metal and Woodworking	32
5.	38250	Manufacture of office Computing & Accounting Machinery	13
6.	38291	Manufacture of Refrigerating Exhaust, Ventilating and Air-Condition.	68
7.	38299	Manufacture of Machinery & Equipment, NEC.	781
8.	38310	Manufacture of Electrical Industrial Machinery & Apparatus	47
9.	38320	Manufacture of Radio, T.V. and Communication Equipment & Apparatus	33
10.	38330	Manufacture of Electrical Appliances & Housewares	81
11.	38391	Manufacture of Cables & Wires	22
12.	38392	Dry Cells & Storage Batteries	33
13.	38393	Electric Lamps & Tubes	1
14.	38399	Miscellaneous Electrical Apparatus & Supplies, NEC	52
15.	38410	Shipbuilding & Repairing	32
16.	38431	Motor Vehicles Bodies	63
17.	38432	Assembles Motor Vehicles	26
18.	38439	Motor Vehicles Parts & Accessories	80
19.	38441	Assembly of Motor Cycles & Scooters	17
20.	38449	Assembly of Bicycles, Tricycles & Trishaws	15
21.	38510	Professional & Scientific & Measuring and Controlling Equipment, NEC	16
22.	39091	Brooms, Brushes, Mops	13
23.	39092	Pens, Pencils, Office and Artists' supplies	26

No.	Kod	Types of Manufacturing Enterprises	Total No.
24.	39099	Other Manufacturing Industries, NEC	379
25.	33200	Manufacture of Furniture & except Primarily of Metal.	408
26.	34110	Rulp, Paper and Paperboard Articles, NEC.	45
27.	34200	Printing, Publishing and Allied Industries	524
28.	35110	Basic Industrial Chemicals except Fertilisers	58
29.	35120	Fertilisers & Pesticides	33
30.	35130	Synthetic resin, Plastic Materials and Man-Made fibres except glass	13
31.	35210	Paints, Varnishes & Lacquers	13
32.	35220	Drugs, Medicines	42
33.	35239	Manufacture of Perfumes, Cometics and other Toilet Preparations	21
34.	35290	Chemical Produces, NEC.	80
35.	35591	Rubber remilling and Rubber Latex Processing.	96
36.	35593	Manufacture of Rubber Footwear	31
37.	35592	Rubber Smokehouses	107
38.	35599	Manufacture of Other Rubber Product, NEC.	91
39.	35600	Manufacture of Plastic Products, NEC.	241
40.	36100	Pottery, China & Earthenware	66
41.	36220	Glass & Glass Products	3
42.	36910	Structural Clay Products	82
43.	36991	Cement & Concrete Products	114
44.	36999	Other Non-Metallic Mineral Products	13
45.	37101	Primary Iron & Steel Industries	21
46.	37102	Foundries	91
47.	37109	Other Iron & Steel Basic Industries	28
48.	37209	Other Non-Ferrous Metal basic Industries	3
49.	38120	Furniture & Fixture Primarily of Metal	35
50.	38130	Structural Metal Products	105
51.	38191	Tin Cans & Metal Boxes	20

No.	Kod	Types of Manufacturing Enterprises	Total No.
52.	38192	Wire & Wire Products	24
53.	38193	Brass, Copper Pewter & Aluminium	31
54.	38199	Other Fabricated Metal Products NEC.	32
55.	31110	Slaughtering, Preparing & Preserving Meat	12
56.	31129	Other Dairy Products	12
57.	31139	Other Canning and Preserving of Fruits and Vegetables	97
58.	31140	Canning, preserving and processing of fish, crustacea and similar food	33
59.	31151	Coconut Oil	107
60.	31152	Palm Oil	102
61.	31153	Palm Kernel Oil	30
62.	31159	Other Vegetables and Animal Oils and fats	28
63.	31162	Large Rice Mills	237
64.	31163	Flour Mills	21
65.	31169	Other Grain Milling	2
66.	31171	Biscuit Factories	74
67.	31172	Bakeries	237
68.	31190	Cocoa, Chocolate Sugar Confectionery	42
69.	31212	Coffee Factories	60
70.	31213	Tea Factories	3
71.	31214	Meehoon, Noodles and Related Products	116
72.	31219	Other Food Products	49
73.	31220	Prepared Animal Feeds	46
74.	31310	Distilling, Rectifying and Blending Spirits	16
75.	31340	Soft Drinks and Carbonated Water Industries	30
76.	31400	Tobacco Manufacturers	76
77.	32111	Natural Fibre Spinning and Weaving Mills	26
78.	32112	Dyeing, Bleaching, Printing and Finishing of Yarns and Fabric	26
79.	33113	Planing Mills, Window and Door Mills and Joinery Works	74

No.	Kod	Types of Manufacturing Enterprises	Total No.
80.	32114	Batek Making	94
81.	32120	Made-up textile goods except wearing apparel	25
82.	32130	Knitting Mills	112
83.	32201	Clothing Factories	217
84.	32400	Footwear except Vulcanised or Moulded Plastic or Rubber Footwear	43
85.	33111	Sawmill	760
86.	33119	Other Wood Product	48
87.	32120	Wooden and Cane Containers and Small Ware	61
88.	39020	Musical Instruments	9
89.	39030	Sporting and Athletics Goods	5
90.	31121	Ice Cream	18
91.	31131	Pineapple Canning	5
92.	31164	Sago and Tapioca Factories	46
93.	31130	Sugar Factories and Refineries	2
94.	31211	Ice Factories	28
95.	31215	Spices and Curry Powder	25
96.	33200	Furniture and Fixture, except primarily of Metal	447
97.	34190	Pulp, Paper and Paperboard Articles	51
98.	35510	Rubber products tyre and tube industries	31
99.	36992	Cut Stone Products	28
100.	31180	Sugar Factories and Refineries	4
101.	35400	Miscellaneous Products of Petroleum and coal	4
102.	32115	Synthetic Textile Mills	4
103.	32119	Miscellaneous Primary Textile	4
104.	32330	Leather and Leather Substitutes except footwear and wearing apparel	19
105.	33112	Plywood board and Particle Board Mills	18
106.	36200	Glass and Glass Products	2

No.	Kod	Types of Manufacturing Enterprises	Total No.
107.	36922	Line and Plaster	2
108.	31190	Cocoa, chocolate and sugar	5
109.	32140	Carpets and Rugs	1
110.	32190	Textiles	25
111.	32113	Handicraft spinning and Weaving	4
112.	33114	Penfabricated Wooden House	1
Grand Total			8,104

第2節 労働事情

1. 雇用・失業

(1) 1981年におけるマレーシアの労働力人口は、推定555万人で、前年の80年(538万人)に比較し3.1%の増加率となっている。同年における被雇用者数は、推定826万人で、前年の509万人に比較し3.2%の増加となった。

今後については、第4次マレーシア計画の推進で、1985年には労働力人口が626万人(年平均3.1%増加)、被雇用者総数は595万人(同3.2%増加)に達するものと見込まれている。

被雇用者の年齢層別を見ると、1980年時で15才から24才までの若年層が34.2%を占めている(第4次マレーシア計画)(第2-6表)。また、人種別構成では、マレー人52%、中国人36%、インド人11%となっている(1979年マレーシア労働力調査)。

[第2-4表]

第4次マレーシア計画の始期および終期における主な労働指標

(単位:千人)

	1980年	1985年
人 口	14,261.2	16,179.5
生産年齢人口	8,103.9	9,314.2
労働力人口	5,380	6,259.6
被雇用者数	5,093.5	5,954.1
失業者数	286.5	305.5
失業率	5.3%	4.9%

(資料出所) Forth Malaysia Plan 1981~85 P81

被雇用者の産業別構成（1980年時）についてみると、農林水産業 40.6%、製造業 15.8%、教育・防衛 13.9%、商業 12.7%となっている。第4次マレーシア計画においては、農林漁業のシェアを85年には35.9%と大巾に減少すると見込まれている。一方、注目されるのは製造業が、シェアで18%、実数で80年の80.3%から107万人に増加すると見込まれていることである。

〔第2-5表〕 業種別雇用状況・雇用計画

（単位：千人）

業 種 項 目	1 9 8 0		1 9 8 5		年平均増 加率 % 1981~85	労働者の増加 1981~85	
	労働者数	比率%	労働者数	比率%		労働者数	比率%
1 農 林 水 産 業	2,066.9	40.6	2,138.4	35.9	0.7	71.5	8.3
2 鉱 業	89.6	1.7	91.9	1.5	0.5	2.3	0.3
3 製 造 業	803.1	15.8	1,070.1	18.0	5.9	267.0	31.0
4 建 設 業	262.8	5.2	325.9	5.5	4.4	63.1	7.3
5 公 益 業	49.5	1.0	61.3	1.0	4.4	11.8	1.4
6 運 輸 ・ 通 信 業	193.2	3.8	223.6	3.8	3.0	30.4	3.5
7 商 業	648.5	12.7	816.9	13.7	4.7	168.4	19.6
8 金 融 ・ 保 険 業	52.1	1.0	64.5	1.1	4.4	12.4	1.4
9 教 育 ・ 防 衛	710.1	13.9	890.0	14.9	4.6	179.9	20.9
10 その他サービス	217.7	4.3	271.5	4.6	4.5	53.8	6.3
合 計	5,093.5	100.0	5,954.1	100.0	3.2	860.6	100.0

（資料出所） Fourth Malaysia Plan 1981~1985 P.227

[第2-6表] 労働者の年齢構成と増加見通し
(単位:千人)

地域	項目 年齢	1980		1985		1981~1985
		労働者数	シェア	労働者数	シェア	年間 平均増加率
半島 マレー シア	15~24	1,536.9	34.1	1,637.6	31.2	1.3
	25~39	1,717.4	38.0	2,189.4	41.7	5.0
	40~59	1,141.1	25.3	1,291.9	24.7	5.0
	60~64	116.7	2.6	125.7	2.4	1.5
	小計	(83.9%) 4,512.1	100%	(83.8%) 5,244.6	100%	3.1
サ バ 州	15~24	122.0	33.3	137.2	31.7	2.4
	25~39	127.7	34.8	159.6	36.9	4.6
	40~59	107.0	29.1	233.3	28.4	6.5
	60~64	10.2	2.8	12.8	3.0	4.6
	小計	(6.8%) 366.9	100%	(6.9%) 432.9	100%	3.4
サ ラ ワ ク 州	15~24	180.0	35.9	192.7	33.1	1.4
	25~39	179.6	35.9	226.4	38.9	4.7
	40~59	125.6	25.1	146.1	25.1	6.0
	60~64	15.8	3.1	16.9	2.9	1.4
	小計	(9.3%) 501.0	100%	(9.3%) 582.1	100%	3.1
合 計	15~24	1,838.9	34.2	1,967.5	31.4	1.4
	25~39	2,024.7	37.6	2,575.4	41.1	4.9
	40~59	1,373.7	25.6	1,561.3	25.0	5.2
	60~64	142.7	2.6	155.4	2.5	1.7
	合計	(100%) 5,380.0	100%	(100%) 6,259.6	100%	3.1

(資料出所) Fourth Malaysia Plan 1981 - 1985 P. 223

(2) つぎに、失業状況についてみる。政府は、雇用機会の増加に力を入れているが、失業率は、80年代のマレーシア経済を反映し、81年5.7%、82年5.2%、83年6.0%と上昇傾向がみられる。第4次マレーシア計画においては1985年に4.6%とすることをめざしている。失業者を年齢別にみると、若年層の失業が多く、1981年6月末で20才から24才までの若年層の失業者が全失業者の52%を占めている。

また、マレー人の経済的地位の向上を図るとの経済の基本政策に基づき各種の措置がとられている。雇用者に対して各層の従業員の人種構成を国全体の人種比率を反映したものとするよう要請しているのも、その対策のひとつである。これらの施策により、マレー人を、農村から都市に、一次産業から二次、三次産業に、また、単純労働、筋肉労働から技術技能労働、管理労働などに移動させ、あるいは増加させることをめざしている（第2-7表～第2-9表）。

〔第2-7表〕 民族別都市-都村間の人口分布（半島マレーシア）

（単位：千人）

民族	年	1980					1985					都市人口 年平均 増加率 1981~1985
		都市	比率%	農村	比率%	合計	都市	比率%	農村	比率%	合計	
マレー人	—	1,359	32.8	5,025	65.2	6,384	1,792	35.3	5,510	66.6	7,302	5.7
	比率%	21.3	—	78.7	—	100	24.5	—	75.5	—	100	—
中国人	—	2,234	53.8	1,902	24.7	4,136	2,627	51.7	1,962	23.7	4,589	3.3
	比率%	54.0	—	46.0	—	100	57.2	—	42.8	—	100	—
インド人	—	508	12.3	731	9.5	1,239	606	11.9	764	9.2	1,370	3.6
	比率%	41.0	—	59.0	—	100	44.2	—	55.8	—	100	—
その他	—	47	1.1	43	0.6	90	56	1.1	40	0.5	96	3.6
	比率%	52.2	—	47.8	—	100	58.3	—	47.7	—	100	—
合計	—	4,148	100	7,701	100	11,849	5,081	100	8,276	100	13,357	4.1
	比率%	35.0	—	65.0	—	100	38.0	—	62.0	—	100	—

（資料出所） Fourth Malaysia Plan 1980~1985 P. 224

〔第2-8表〕 産業別雇用の民族構成

(単位:%)

年 民族 産業	1980			1985			1990		
	マレー人	中国人	インド人	マレー人	中国人	インド人	マレー人	中国人	インド人
第1次産業	66.3	19.9	13.0	62.9	24.9	11.3	59.0	29.4	10.8
第2次産業	39.8	51.1	8.5	45.9	44.5	9.1	50.1	39.9	9.5
第3次産業	47.0	41.6	10.5	47.2	40.2	11.7	46.9	40.5	11.7
失業率	5.1	5.3	7.5	4.8	4.9	6.0	3.2	3.2	3.2

(資料出所) 日本商工会議所「第4次マレーシア計画の概要」P. 4

〔第2-9表〕 職業別雇用の民族構成

(単位:%)

年 民族 職業	1980			1985			1990		
	マレー人	中国人	インド人	マレー人	中国人	インド人	マレー人	中国人	インド人
専門技術職	50.0	36.9	11.4	49.9	36.6	11.8	48.5	37.7	12.2
管理職	31.6	57.0	6.1	40.6	48.2	8.0	47.9	39.9	10.3
農業	67.7	19.7	11.9	64.6	23.9	10.7	61.0	28.4	9.7

(資料出所) 前表と同じ。

(3) 次に労働者の離職状況についてみる。

マレーシア使用者連盟(MEF)が、1981年7月に発表した労働異動調査によると(調査企業・時期・期間は不明、回答企業は158社、対象従業員は76,110人)、離職率は男子より女子の方が高く、非管理職層が大半である。

一方、民族構成ではマレー系が34.7%と高率で、つづいて中国系となっている。

さらに、年齢別では若年労働者に多く、35才を超えると離職はほとんどない。

〔第2-10表〕 項目別離職率

項 目		調査総数に 占める割合	離 職 率
性 別	男 子	69.9 %	18.8 %
	女 子	30.1	34.0
管 理 非 管 理	管 理 職	10.1	6.8
	非 管 理 職	89.4	24.9
民 族 別	マ レ ー 系	42.0	34.7
	中 国 系	42.0	15.6
	イ ン ド 系	12.9	12.6
	そ の 他	3.1	8.5

(資料出所) 日本労働協会「海外労働時報」
1981年11月 P.11

〔第2-11表〕 離職者の項目別分布

項 目		分 布
年 齢 階 層	16～25才	77.5 %
	26～35 "	19.5
	36～45 "	2.3
	46～55 "	0.7
部 門 別	生産部門	68.9
	人事／経営部門	3.5
	販売／マーケティング部門	5.0
	会計部門	2.2
	その他部門	10.4

(資料出所) 前表に同じ。

2. 技能労働力の確保

マレーシアにおける職業教育および職業訓練は、国の社会経済開発と密接に結びつけて考えられており、職業能力の開発は単に人的資源を育成するだけでなく、社会的不平等を是正するねらいもある。いずれにしても第4次マレーシア計画を達成するためには訓練された人的資源 (Trained Manpower) を供給することが不可欠である。

第4次計画においては、専門的技術者については Degree および Diploma に区分して計画されている。職業訓練に直接関係のある熟練労働者 (Skilled Worker) および半熟練労働者 (Semi-Skilled Worker) の養成については、強い需要に応えるべく次のとおり計画されている。

(第2-12表) 熟練・半熟練労働者養成計画

職 系	1981年	1985年
Engineering Trades		
Mechanical Trades (機械系)	4,726	6,636
Electrical Trades (電気系)	2,434	3,827
Civil Engineering Trades	277	459
Other (その他)	26	29
Building Trades (建築系)	2,908	3,705
Printing Trades (印刷系)	80	269
Commerce (商業系)	1,637	3,724
Agriculture (農業系)	1,135	1,666
Home science (家政)	1,033	1,248
Other (その他)	456	853
Skill-up-Grading Courses	195	450
計	14,907	22,866

(資料出所) Forth Malaysia Plan 1980 ~ 1985 P237

3. 賃 金

マレーシアにおいては法定最低賃金が存在するのは小売業、ホテル、映画館、港湾労働等に従事する労働者のみで、製造業等は雇用主と雇用労働者間の労使交渉の結果、労働協約の締結により個々に賃金が決定される。このため同一産業内でも賃金格差が大きくなっている。また近年、熟練労働者不足から、こうした労働者の労働需給が非常にタイトになっており、賃金格差から転職するケースも目立ってきている。

各産業別の賃金水準は、1981年1～6月の調査によると、まず農業部門では、ゴム園の労働者の平均月額賃金が293マレーシア・ドル、パームオイル園で同215マレーシア・ドルである。一方製造業では繊維産業で同248マレーシア・ドル、電気機器産業で同290マレーシア・ドルである。

最近の賃金の上昇傾向を、1981年の労働協約の締結状況から見ると、製造業では142件の労働協約が締結され平均賃金上昇率は21～30%引上げられた(こうした労働協約は通常3～4年間をカバーする)。農業部門では10件の労働協約が締結され、同上昇率は16～30%であり、またサービス業では22件の労働協約の締結、同上昇率は16～25%となっている。

4. 労働条件

雇用法 (Employment Ordinance 1955) により、解雇通知、理由、賃金支払期限、控除、女子の労働、出産休暇、労働時間、超過勤務、休日、年次休暇などが労働者保護の観点から定められている。

また、すべての事業所は、社会保障局の被雇用者年金法に基づく年金制度への加盟が義務づけられている。

健康保険制度はなく、医療対策は企業によつてまったく異なっている。

5. 労使関係

マレーシアの労働組合は産業別組織の形態をとっており、個々の企業は組合の支部となっている。したがって労働協約交渉は企業側と、その上部労働組合との間で行われる。主要労働関係法には、労働組合の結成を規定する労働組合令 (Trade Unions Ordinance 1959) および健全な労使関係の維持と促進をはかる労使関係法 (Industrial Relations Act 1967) があるが、いずれも1980年4月、労働者の利益保護および工業化をさまたげる労働争議の抑

制を目的とする同法の改正が行われている。

1982年3月末で、組合数は387、組合員数は59.6万人である。地域別内訳は西マレーシア291(54.9万人)、サバ33(1.8万人)、サラワク63(2.9万人)であり、また組合の性格別内訳は民間労働組合150(29.9万人)、官公庁労働組合218(28.8万人)、経営者組合19(0.9万人)となっている。

労働組合の全国組織として、マレーシア労働組合会議(MTUC)があるが、1980年の労働関係法の改正に関し、MTUCと公共部門従業員組合会議(CUEPACS)の間で意見が対立し、その後CUEPACS所属の諸組合がMTUCから脱退するなどの動きが最近見られる。

1981年6月末で、MTUCには103の組合が加盟し、組合員数は27.7万人となっており、一方CUEPACSには56の組合が加盟し、組合員数は13.0万人となっている。MTUCの議長はナラヤナン、CUEPACSの議長はナレンドランである。

最近の労使関係をストライキ件数で見ると1981年のストライキ件数は24件であり、1980年の28件から減少しているが、参加人員は3.4千人から4.8千人へと増加している。また81年の労働争議件数は453件、参加人員は3万人となっている(1980年は549件、3万6千人)。争議理由のうち、最も多いのは解雇をめぐるものである。

6. プミプトラ優先政策に基づく雇用上の規制

(1) 人種別雇用比率

雇用について、マレーシアにおける人種構成(マレー人40~50%、中国人30~40%、インド人10%、その他10%)を各企業の人種別雇用比率において反映するようMARA(マレー人殖産公団)から企業に対して行政指導が行われている。企業が各労働者の適性、能力に基づき適任者を採用すると中国人が多くなり、マレー人が少なくなるので、能力、適性に関係なく一律に人種別雇用比率を決め、これの順守を各企業に要請しているものである。

この人種別雇用比率は、特定の企業の全従業員に対して適用されるのではなく、1つの企業の中の職群、すなわち、管理職、事務職員、技術職員、一般労働者、雑役といったグループごとに適用される。このことにより、従来マレー人の雇用比率の低かった管理職、事務職、技術職の雇用比率を高

めることをねらっている。

実施方法としては、毎月、各州に1カ所、全国で14カ所設けられている事務所から、職群ごとの人種別雇用状況報告書の提出を求められ、その内容が大巾に雇用比率を下まわっている場合は、是正について、MARAの事務所から行政指導を受けることとなる。

実際問題としては、各企業が必要数、管理職、事務職、技術職として適材のマレー人を雇用することは供給量の面からみて困難であるので、たとえば、能力の劣るマレー人の賃金水準が能力のまさる中国人の賃金水準よりも高くなったり、マレー人をマネージャーとして雇用し賃金は支払うが、マネージャーの仕事は周囲の日本人や中国人の職員が代って行うという現象もでてきている。

そうはいつても企業としては何とか対応せざるを得ないので、雇用したマレー人の教育訓練に力を注いできている。またマレーシア政府としても管理職、技術者、技能者、事務職の人材を養成するため高等教育および職業訓練に力を注いでいる。

(2) 外国人就業に対する規制

イ. 概要

上述のマレー人優先雇用政策の延長として、外国人職員の入国および就労について、きわめてきびしい規制がある。規制の考え方としては、企業の当面の事業実施および今後の技術移転のため不可欠な場合のみ、当面、外国人職員の入国および就労を認め、それ以外はできる限りマレー人に行わせるというものである。さらに、最終的にはすべての雇用レベルでマレーシア人が雇用されること（マレーシアナイゼーション）が基本政策である。具体的には、創業時には多数の外国人技術者の入国が認められても、年々これらをマレー人に置きかえて外国人技術者数を減少させていく年次計画の提出を求められることとなる。

外国人入国規制は、1年ごとにビザの発給によりコントロールされている。長期滞在の場合も1年ごとの更新でチェックされ、マレー人職員の訓練、置き替え計画の進捗状況を勧告しつつ次の延長を認めることとなつている。

ロ. 外国人就業のガイドライン

外国人就業に関する政府ガイドラインは、次のとおりである。

① Key - Post (外国人が無制限に占めることが可能なポスト)

外国側投資額が100万マレーシア・ドルを超える企業は、Key-Postを設定することができる。しかし、この100万マレーシア・ドルという基準はあくまでもひとつのガイドラインである。キーポストの数は申請に基づき、政府のマレーシアナイゼーション常任委員会(Malaysianization Committee)によって決定される。一度決定されたキーポストは、原則として、その後マレーシアナイゼーションの対象とされることはない。

② Executive - Post (専門の資格と実践的経験を要する重役ポスト)

最終的にはマレーシア人がそのポストを引き継ぐために訓練が与えられることを条件として最高10年まで外国人を雇用することができる。

③ Non - Executive Post (技能、経験を要する非重役ポスト)

同様に最終的にマレーシア人がそのポストを引き継ぐこととして訓練が与えられることを条件に、最高5年まで、外国人を雇用することができる。

④ 民族構成

企業、組織のすべてのレベルにおける雇用パターンがマレーシア国の複合民族構成を反映できるようにし、とくに多くのブミプトラが訓練を受けられるよう企業側の努力が要請されている。

⑤ 弾力的運用

政府が指定した優先業種、労働集約業種および全量輸出を行う業種については、上記①、②、③項の条件が緩和される場合がある。また本項で言及したカテゴリーに該当しない他の企業も、ケースバイケースでマレーシアへの貢献度に応じて同様な特典を与えられる。

ハ. 外国人ポストの申請

(1) 投資申請時

外国人ポスト(Key-Post, Executive Post, Non-Executive Post)に関する申請は、投資申請と同時にマレーシア工業開発庁(MIDA)に提出することができる。投資の認可書(Letter of Approval Principle)には、プロジェクト自体の認可のほか、認められた外国人ポスト数とその期間が明示される。

上記の申請手続きは、下記企業に適用される。

- ① 新規プロジェクトを開始しようとする企業
- ② 追加製品の製造（プロジェクトの多角化）を計画する既存企業
- ③ 生産能力の拡張（プロジェクトの拡張）を計画する既存企業

(ロ) その他の時

投資申請時に外国人ポストの申請ができない場合には、後日あらためて申請することができる。

また、既存の企業で拡張や製品の多角化を行うことなく、単に外国人ポストの追加申請および現在のポストの更新を希望する企業は、従来どおり入国管理事務所を通じてマレーシアナイゼーション常任委員会に申請書を提出しなければならない。

(3) 雇用規制などに関する日系企業の対応

規制の今後の方向については、その根本となるプミプトラ優先政策が今後とも変わらない以上、その実現に一層のスピードアップがかけられることはあっても緩和されることはないと考えられる。

各日系企業は、人種構成を反映した雇用比率の達成に頭を悩ませている。この雇用比率制度は、職員の能力いかんにかかわらず一定数のマレー人を雇用すべしということであるから、雇用市場にもいろいろなゆがみを生じさせている。たとえば、企業が幹部職員を採用するにあたって、中国系は供給量が多いので、比較的容易に採用できるが、マレー系はその数が限られているので（たとえば、マレー大学経済学部卒業の学生は、通常官庁へ行き、民間部門へ行くマレー人は少ないため）、民間部門では、マレー系はかえってマレー系であるという理由だけで給与が有能な中国系より高くなるという矛盾も生じている。セールスマンやエンジニアの場合も同様である。工員の場合は、比較的マレー系を採用しやすいが、もともと都市周辺にはマレー系は少ないので、工場はマレー人労働者を採用する便宜のために他面の諸々の不便をしのいで地方へ分散せざるを得ないという状況にある。

このような状況の中においても、日系企業は比較的マレー系職員の採用が進んでいると言われており、各社とも人種比率の雇用比率への反映に努力していると見受けられる。

また、マレー系職員に対する教育訓練も問題の一つである。マレー系職員に早く技術、技能を習得させるための十分な教育訓練の実施が強く要請

されている。各日系企業においては、このような要請に応じて、企業内において、また、場合によっては日本の本社や工場に職員を派遣して、必要な教育訓練を行っているが、日本の労働者とは異なり、これらの教育訓練を修了した職員が必ずしもその企業に引き続き定着するとはかぎらない。場合によっては欧米系企業に引きぬかれるケースもある。マレーシアの労働市場は横断的であり、日本のような年功序列型賃金慣行、終身雇用慣行となっていないので、労働者の離転職は常態的であり、各労働者がわずかの賃金額のアップを求めて企業から企業へ異動していくのが普通である。

いずれにせよ、技術・技能職員、専門職員のマレー化が強く求められている中であつて、各社とも職員の訓練、養成に今後一層力を注がざるをえない状況にある。

第3章 学校教育

第1節 沿革

1. 第2次世界大戦が終了するまでは、マレー社会においては、マレー人、中国人、インド人それぞれが異なつた教授用語とカリキュラムを使用して、独自の文化を背景に教育を行つていた。

戦後、マラヤが独立にむかい各民族社会が国家として統合されるようになると、国家の統一を促進する国民教育制度の確立が緊急の課題となつた。

2. 1957年にマラヤ連邦として独立したのち、同国政府は、「異なつた制度と政策の統合が1日でもはやく実現するならば、望ましい国家統一は、それだけ早く達成されることになる」との認識の下に「国民的統一のための教育」を標榜し、①共通語の普及、②共通のカリキュラムの作成と実施、③共通試験制度の実施の3つを主要眼目として政策を押しすすめてきた。

すなわち、1957年の最初の教育令 (Education Ordinance)、さらに1961年の教育法において、教育を中央政府の統括のもとにおき、これまで各人種ごとにモザイク状に形成されてきた教育制度を、国家としての統一的基準のもとに体系的配置を与えることとした。

その中において、1962年には、すべての小学校の授業料は無償となり、学校修了年齢も14才に引下げられた。また、この時点で学校制度も整い、小学校6年、初級中等学校3年、中級中等学校2年、上級中等学校2年、大学3年の6-3-2-2-3制となつた。

3. 1966年から始まつた第1次マレーシア(1966~70年)および第2次マレーシア計画(1971~76年)においては、ゴムと錫の2大品目の生産と輸出に依存してきたマレーシア経済はそれだけでは安定性を確保できないという認識から、産業構造の高度化、輸出商品の多様化が中心課題となつた。

産業構造の高度化に対処するために良質の労働力の確保が急務とされ、それに必要な中等・高等教育レベルの職業教育、科学・技術教育の拡充が重視された。

このような背景から、1965年には、初級中等学校を従来のアカデミック教育中心から職業および科学技術教育も重視した総合制に移行された。総合制

の導入により、マレーシアの生徒は小学校と初級中学校あわせて9年の教育を受けることが可能となり生徒数が急増した。

さらに、1968年には中級中等学校に職業学校や技術学校が増設された。

4. また、第1次および第2次のマレーシア計画のうちの教育事情においては、指導原則として「社会的、文化的および政治的統一を促進するために国の教育制度をより確固としたものにする」と強調された。

そのため第2次計画では、マレー語を主要教授用語とし、各民族間の教育機会の不均等を是正し、東マレーシア各州の教育をマレーシア全体の教育の中に統合することなどが重点目標とされた。

1970年を起点として、英語学校の第1学年の生徒からすべての教科をマレー語によって教育する事業が実施された。1982年までに初等・中等教育レベルの英語学校はすべてマレー語学校に転換されることになり、さらに、1983年までには、大学教育もすべてマレー語で行われることとされた。マラヤ大学でもすでにかんがりの学部で英語にかわってマレー語による講義が行われ、マレー語のできないスタッフは特別訓練を受けている。この計画に対応して、1970年からマレーシアすべての教員養成コース修了時にマレー語の免許を持つことが義務づけられ、また、LCE（初級中等学校修了試験）、MCE（中級中等学校修了試験）、HSC（上級中等学校修了試験）などの公的試験もマレー語によって行われるようになった。

これらの措置は、マレーシアの教育におけるマレー語の役割を著しく増大させるとともに、マレー人の中等・高等教育への接近をきわめて有利に展開させるようになった。

さらに、第3次マレーシア計画（1976～80年）においても、国家の統一を促進する教育制度の強化が第1目標におかれ、①マレー語を主要な教授用語とする計画の継続実施、②富者と貧困者、地域（都市と農村）、民族間の教育機会の不均衡の是正、③東マレーシアにおける教育の国民教育制度への統合などが強調された。なかでも、教育機会の不均衡の是正が最も大きな課題となった。

5. マラヤ大学は、元々シンガポールにあつたが、1959年にクアラルンプールに分校が設けられ、それが1962年に分離独立してマレーシアのマラヤ大学と

なった。

これ以外の大学は、1960年代の終わりから1970年代の初めにかけて創設された。これらの大学の設立は、第1次および第2次のマレーシア計画によって計画された国家の社会的、経済的發展に役立つ経営者、科学技術者等の人材養成を意図したものであった。同時に、高等教育に対する国民の教育要求の高まりが背景にあった。

第2節 学校教育の体系および概要

マレーシアにおける現行教育制度は、前述のように1961年に制定された教育法に基づいている。イギリス式の試験制度にならって教育段階が設定されている。年齢および資格に応じて、小学校から大学まで区分され、卒業認定試験が一つの区切りとなっている。初級中等学校以上になると、この試験に合格しなければ上級学校に進学できないし、社会的にも卒業したとみなされない。教育制度は第3-1図および第3-1表のとおりであり、また、各学校の概況は、以下のとおりである。

学校別在校生数は第3-2表のとおりで、就学、進学率の向上から、初級中等学校以上の増加率が著しい。

なお、教育上の使用言語については、憲法でマレー語を国語と定めたこともあって、原則としてマレー語が使用されている。

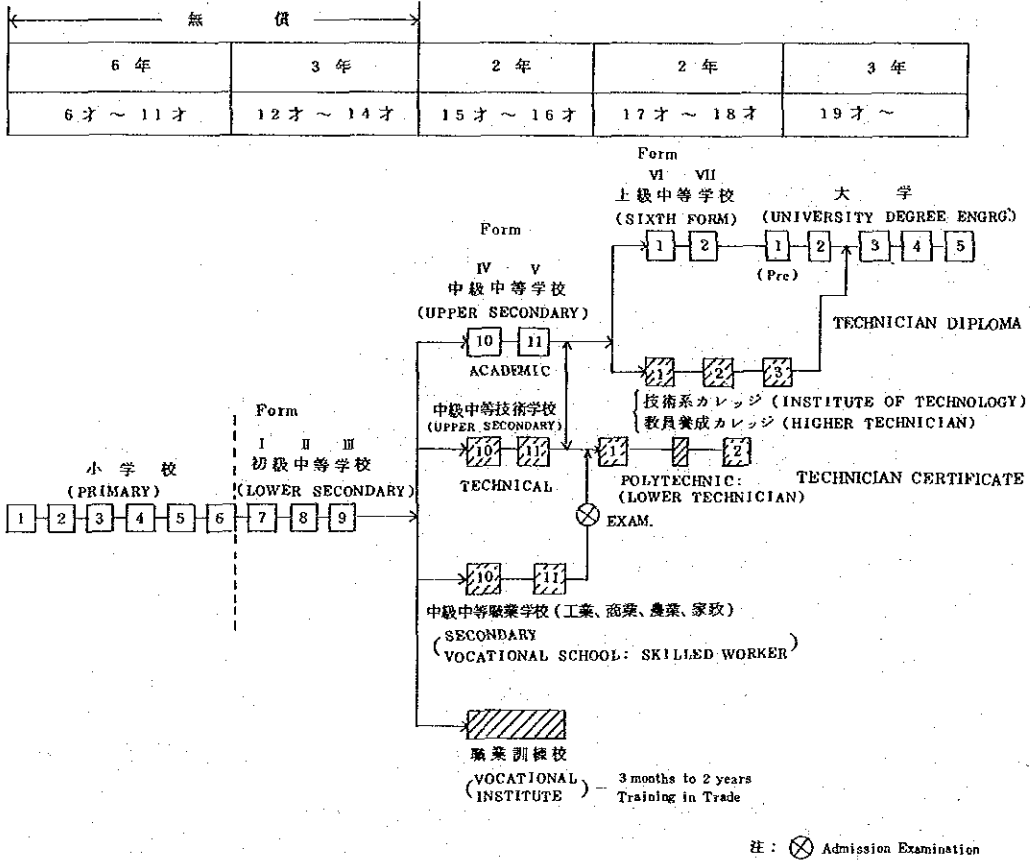
しかし、複合民族国家であるところから、小学校ではマレー語、中国語、タミール語が使われている。初級中等学校から上級中等学校まではマレー語、大学以上はマレー語および英語である。とくに英語は第1外国語として定着している。

1. 小学校 (Primary School)

6年制で、年齢6才から11才までの児童が通学する。授業料はすべて無料である。

ただし義務教育ではない。就学率は96%である。

〔第3-1図〕 マレーシアの教育訓練体系図



〔第3-1表〕 マレーシアの教育制度

(単位：千人)

学 校	小 学 校						初級中等学校			中 級 (一般)		工 業 カレッジ		大 学					
										中 級 (技術)		師 範 校							
資格検定試験							(注) 1. L.C.E.			2. M.C.E.		3. H.S.C.							
修 了 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	12	13	14	15	16	
標 準 年 齢	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	17	18	19	20	21	
該 当 人 口	1,767						845			560		561							
在 籍 者 数	1,694						636			230		24							
就 学 率	95.9%						75.3%			41.1%		4.3%		…… 69.2%					

- (注) 1. LCE : Lower Certificate of Education マレー語では
SRP : Sijil Redah Pelajaran (初級中等学校卒業程度)
2. MCE : Malaysia Certificate of Education マレー語では
SPM : Sijil Persekolahan Malaysia (中級中等学校卒業程度)
3. HSC : High School Certificate マレー語では
STP : Sijil Tinggi Persekolahan (上級中等学校卒業程度)
- (資料出所) Fourth Malaysia Plan 1980~1985 等

〔第3-2表〕 学校別在校生徒と増加率

(単位：千人)

教育レベル	年	1 9 7 0		1 9 8 0		1 9 8 5		増 加 率	
		生徒数	構成比	生徒数	構成比	生徒数	構成比	1971~1980	1981~1985
小 学 校 (Primary Education)		1,680	75.0	2,007	63.7	2,260	60.2	19.5	12.6
初 級 中 等 学 校 (Lower Secondary)		433	19.3	812	25.7	961	25.6	87.7	18.4
中 級 中 等 学 校 (Upper Secondary)		100	4.4	249	7.9	409	10.9	149.4	64.7
上 級 中 等 学 校 (Post Secondary)		13	0.6	31	1.0	41	1.1	137.1	33.5
教 員 養 成 学 校 (Teacher Training)		3	0.1	13	0.4	21	0.5	354.8	60.2
大 学 予 科 (Preliminary, Introductory)		1	0.1	5	0.1	10	0.3	455.5	90.0
大 学 ・ 短 大 (University, College)		11	0.5	36	1.2	53	1.4	223.2	49.9
合 計		2,240	100	3,152	100	3,756	100	40.7	19.3

(資料出所) Fourth Malaysia, Plan 1981~1985 P. P. 345~346

2. 中等学校

中等学校が、以下に述べるように、初級 (Lower)、中級 (Upper) および上級 (Higher) の3段階に分れているのが特色である。

(1) 初級中等学校 (Comprehensive Lower Secondary Education)

12才になると、3年間、初級中等学校に通う。教育は無償だが、義務教育ではない。就学率は75.3%である。3年目の終わりに、マレー語でSijil Redah Pelajaran (SRP)、英語ではLower Certificate of Education (LCE) という認定試験を受ける。

(2) 中級中等学校 (Upper Secondary Education)

SQP (=LCE) の試験合格者は、さらに2年間、中級中等学校に進学する。1年目はForm 4、そして2年目はForm 5にランクされる。授業料はすべて無償であるが、義務教育ではない。

この中級中等学校の段階で、学生達は、一般 (Academic)、技術 (Technical)、職業 (Vocational) に分かれることとなる。そして2年目の終わりになると、一般および技術コースの学生は、マレー語では、Sijil Persekolahan Malaysia (SPM)、英語ではMalaysia Certificate of Education (MCE) という試験をうける。

また、職業コースを選択した者は、Malaysia Vocational School Certificate of Education (MVCE) という試験を受ける。

(3) 上級中等学校 (Higher School)

SPM (=MCE) の試験に合格した者は上級中等学校の2年間の教育を受けることとなる。これは、Advanced (=A) レベル、あるいはSixth Formとも呼ばれている。これは、科学、技術および芸術の3分野に分れている。

この課程の2年目の終わりに、学生は大学に進学するための試験、すなわち、マレー語でSijil Tinggi Persekolaha (STP)、英語でHigh School Certificate (HSC) と呼ばれる試験を受け、これに合格すると大学に入学する資格を得ることとなる。

3. カレッジ

カレッジレベルには教員養成カレッジと技術系カレッジがある。

教員養成カレッジは中級中等学校を卒業した者が入学する。普通は2年制であるが、3年制のものもある。小学校と初級中等学校の教員を養成してい

る。

技術系カレッジについては、本節の「5」を参照のこと。

4. 大 学

大学は5校であり、その概要は第3-3表および以下のとおりである。従来から学生が人文科学に片寄る傾向が強く、大学卒業生全体のうち約6割が人文科学系専攻となっている。

(1) マラヤ大学

1962年1月に設立された名実ともに当国の最高学府である。

ロンドン大学に範を取っているだけでなく、ケンブリッジ試験をパスした者だけが受験資格を持っている。

〔第3-3表〕 大学および短大の在籍者数

(単位:人)

名 称	年	1980	1985	1981~1985 の増加率	設置学部・特質など
技 術 者 養 成 機 関		13,054	26,297	101.4%	マラ技術研究所 国立技術訓練所他
University of Malaya (国立マラヤ大学)		8,045	8,920	10.9	農業、芸術、経済、経営、 教育、工学、医科、歯科、 科学、法律
University Kebangsaan, Malaysia (マレーシア国立大学)		5,807	9,298	60.1	芸術、科学、医学、薬学、 経済、経営 マレー語のみを使用して教育
University Technology Malaysia (マレーシア技術大学)		4,159	4,763	14.5	工学、建築、測量、科学、 人間研究センター
University Pertanian Malaysia (マレーシア農業大学)		3,463	4,866	40.5	農学部
University Sains Malaysia (マレーシア科学大学)		3,597	5,644	56.9	科学、教育、芸術、薬剤、 応用化学、科学技術
合 計		38,125	59,788	56.8	

(資料出所) Fourth Malaysia Plan 1981~1985 P. 349

(2) マレーシア国立大学

1970年5月に発足した。

(3) マレーシア技術大学

1972年3月に発足した。将来は、クアラルンプールからジョホールバルに移る予定である。

(4) マレーシア農業大学


1971年に農業専門学校およびマラヤ大学農学部が合併して、クアラルンプール効外セルダンに創設された。農資源経済、アグロビジネス、畜産衛生・動物学、農業土木、林学、漁業・海洋学、環境科学、農業教育、食品科学、食品科学教育、保健教育、家庭科学、家庭科学教育の16学科である。

(5) マレーシア科学大学

科学者、技術者の養成を目的として、1969年6月に発足した。

5. 職業教育および技術者教育

学校教育の一環として、または、学校教育の修了者、中途退学者に対して、Technician（実践技術者）、Skilled Worker（技能労働者）、の養成を目的として、職業教育および技術者教育を行っているのは、以下に述べる学校、施設である。

第3-1図の教育訓練体系図のうち  と書いてあるものがこれに該当する。わが国でいえば、職業高校（工業、農業、商業、家政、その他）、高等専門学校、職業訓練短期大学校に相当するものである。

(1) 中級中等職業学校（Vocational Secondary School）

初級中等学校修了者に対して、2年間の職業教育を行っている。

この学校は、教育省が設置、運営している。

この学校は、全部で23校あり、このうち5校は農業、5校は家政であり、残り13校は次のような科目の職業教育を行っている。

Electrical Installation and Maintenance（電気工事・修理）

Wood working and Building construction（木工・建築）

Welding and sheet metal work（溶接・板金）

Machine shop practice and fitting（機械・組立）

Motor mechanics（自動車）

Radio and TV and Electronic servicing（ラジオ・TV電気修理）

1979年には、生徒は全体で5,537人であった。(1978年は4,760人)

(2) 中級中等技術学校 (Upper Secondary Technical School)

初級中等学校修了者に対して、2年間の技術教育を行っている。

この学校は、教育省が所管しており、9校ある。

3. ポリテクニク

国立技術訓練校として、Ungku Omar Polytechnic と Kuantan Politeknik の2校がある。これらは、工業技術・経理および事務関係の専門家アシスタントを養成するためのものである。

4. 技術系カレッジ

技術系カレッジで有名なものとしては ITM (Institute Teknologi MARA) がある。これは貧しいマレー農村の子弟に各種の技能・技術を教えることにより農業以外の産業部門において雇用機会を得させる目的で設立されたものである。学生はマレー人に限られ、その数は約7,000人である。

新規学卒者のみでなく、すでに就業している者に対する産業および商業貿易などの再教育も行っている。

第4章 公共職業訓練

第1節 沿革

職業訓練分野についてみると、植民地時代においては、組織的職業訓練の制度はまったく存在しなかった。ただ、ごく一部の外資系大企業や政府の技術担当部門において、みずからが必要とする範囲内で、各組織の固有の方法によって技能者の訓練が行われていたにすぎず、その他の分野では、技能者の養成訓練は伝統的な徒弟制度に依存していた。

しかし、独立当時から、第二次産業振興の見地から何らかの形による組織的職業訓練の必要が痛感されるころとなり、くわえてILO (International Labor Organization = 国際労働機構) から同国への勧告がなされたこともあつて、1957年に労働・人的資源省は世界銀行の援助をえて、The National Apprenticeship Scheme を導入した。さらに1964年には、同計画に基づき、クアラルンプールに労働・人的資源省が所管する Industrial Training Institute (ITI) が設けられ、各種の訓練コースが設定され、組織的職業訓練がその緒に着いた。その後、1966年に現在の公団省の所管になる MARA (マレー人殖産公団) の職業訓練校、文化・青年・体育省の National Training Center (NYTC) が設置され、本格的に職業訓練が開始された。

第2節 実施機関別事業概要

マレーシア国政府は、1府(総理府)、22省(連邦区、外務、大蔵、公団、国防、貿易・産業、運輸、農業、労働・人的資源、エネルギー・電信・郵便、土地・地域開発、住宅供給・地方自治、内務、公共事業、保健、国家・地方開発、福祉・サービス、文化・青年・体育、情報、科学・技術・環境、第1次産業、教育)から構成されている。

これらの各省庁のうち教育(職業教育を含む。)を所管しているのが教育省 (Ministry of Education) である。

中央省庁のうち職業訓練(新規学卒者、失業者など労働者になろうとする者または在職中の労働者に対して、職業に従事するために必要な技能および知識を付与するための継続的な活動)を行っているのは、主に労働・人的資源省 (Ministry of Labour and Manpower) の ITI および文化・青年・体育省 (Ministry of Culture, Youth and Sports) であり、この他に若干ではあるが住宅供給・地方自治省、

農業省、福祉・サービス省においても行っている。

このほか、マレーシアの原住民であるマレー人の経済的・社会的地位の向上を図るための事業実施を目的として設立された機関である“MARA”（マレー人殖産公団）のIKMが実施している職業訓練がマレーシア全体のなかで最も大きなウエイトを占めている。これらの概要は第4-1表および第4-2表のとおりである。

職業訓練の実施、普及に不可欠な技能基準・教科標準の作成および技能検定は労働・人的資源省の直轄のNITTCB（National Industrial Training and Trade Certification Board＝職業訓練・技能検定評議会）で行っている。

なお、上述の各機関の所管する職業訓練施設に勤務する職業訓練指導員については、職階、給与、資格要件、訓練、試験その他について共通の規定により取り扱われている。

なお、第6章に述べる日本が技術協力を行っているプロジェクトであるCIAST（Center for Instructor and Advanced Skill Training、職業訓練指導員・上級技能訓練センター）において養成、研修の対象とするのは上記の各機関の職業訓練施設に勤務する指導員である。

〔第4-1表〕職業・技術訓練校の卒業生

	1976	1977	1978	1979	1980	1976-80 累 計
職 業 学 校	4,048	4,508	4,780	5,460	5,798	24,594
技 術 学 校	1,929	2,375	2,515	2,490	2,840	12,149
文化・青年・体育省	683	622	798	1,254	1,150	4,507
I T I	579	461	515	672	776	3,003
I K M	910	1,198	1,373	1,438	2,015	6,934
Kolej Tunku Abdul Rahman	56	117	384	480	480	1,517
Politeknik Urgku Omar	416	486	548	585	639	2,674
Politeknik Kuantan	—	—	76	109	142	327
計	8,621	9,767	10,989	12,488	13,840	55,705

（資料出所） MTR、70ページ。

〔第4-2表〕 主要実施機関の訓練事業概要（聴取調査結果）

実施機関	訓練施設	年間訓練生数	訓練課程	訓練職種	指導員数
労働・人的資源省	2カ所 ・ITIクアラルンプール (1981年時)	約900人	・アプレンティス訓練(4年) ・養成訓練(1年) ・在職労働者の向上訓練(短期) ・指導員養成訓練(3種類、1年～2年6カ月) ・指導技法研修(3種、1～2週間)	17職種	104人
	・ITIブライ (1981年時)	約410人	・アプレンティス訓練(4年) ・養成訓練(1年) ・指導員養成訓練(2年6カ月)	8職種	58人
MARA	9カ所 ・ジョホールバル訓練校の事例 (1983年時)	672人	・アプレンティス訓練(2年)	14職種	73人
	・クアラルンプール訓練校の事例 (1981年時)	約500人	・アプレンティス訓練(2年)	10職種	63人
文化・青年・体育省	3カ所 ・クアラルンプール訓練校の事例 (1981年時)	450人	・養成訓練(職種により3カ月～30カ月)	21職種	50人

【参考】

日本における職業訓練の種類と内容ならびに公共職業訓練施設数および訓練規模は次のとおりである。

I. 職業訓練の種類と内容

1. 準則訓練

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練方法および一般的訓練期間	職業訓練施設
養成訓練	専修訓練課程	技能労働者の素地の付与	①1年②6月	職業訓練校
	普通訓練課程	多能工的技能工の素地の付与	①2年②1年	
	専門訓練課程	高度技能労働者の養成	②2年	
向上訓練	1級技能士訓練課程	1級技能士としてふさわしい知識の付与	1月～6月、 通信制1年	職業訓練校 技能開発センター 職業訓練大学校
	2級技能士訓練課程	2級技能士としてふさわしい知識の付与		
	単一等級技能士訓練課程	単一等級技能士としてふさわしい知識の付与		
	監督者訓練課程	監督者の能力の向上	5日～11日	
	技能向上訓練課程	主として在職労働者に対し、その技能に応じて、技能を追加して習得させる	12時間以上	
能力再開発訓練	職業転換訓練課程	主として離転職者に対し、その再就職を容易にするため必要な知識技能を習得させる。	6月	職業訓練校 技能開発センター

(注) 1. 訓練方法および訓練期間の欄中①は中学校卒業等、②は高等学校卒業等を対象として訓練を行う場合である。

2. 養成訓練のうち専修訓練課程は暫定的に設けられているものである。

2. 指導員訓練

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練方法および訓練期間	職業訓練施設
指導員訓練	長期指導員訓練課程	職業訓練指導員の養成 (主として新規学卒者)	4年	職業訓練大学校 認定職業訓練施設等
	短期指導員訓練課程	職業訓練指導員の養成 (主として実務経験を有する者)	6年	
	指導員研修課程	職業訓練指導員の資質の向上	12時間以上	

II. 公共職業訓練施設の施設数および訓練規模(1983年)

	施設数	年間訓練人員
職業訓練校 (都道府県設置)	274校	145,919人
認可技能開発センター	1	100
身体障害者協会 名称「認可身体障害者職業訓練校」	6	340
高等職業訓練校 (雇用促進事業団設置)	62	116,710
職業訓練短期大学校	9	1,800
技能開発センター	20	62,120
中央身体障害者職業訓練校 (国立, 身体障害者雇用促進協会管)	1	200
身体障害者職業訓練校 (国立, 県営)	11	2,090
認可公共職業訓練施設 (市町村設置)	3	630
合計	387	329,909

第3節 労働・人的資源省

1. 概 要

同省は5つの局 (Division) から構成されている。そのうちの1つである訓練局 (Training Division) が職業訓練行政を所管している。訓練局の管轄下にクアラルンプールとプライの2カ所のITI (職業訓練校) と職員 (Staff)、技術 (Technical) および指導員訓練 (Instructor training) の3つのユニットがある。

また、職業訓練を推進するために不可欠な技能基準、教科標準および技能検定を所管するNITTCB (職業訓練・技能検定評議会) は同大臣の直轄機関である。

2. ITI (職業訓練校) クアラルンプール (Industrial Training Institute KL)

当訓練校は、1963年にマレーシアの職業訓練の中心拠点として創設された。

(所在地)

JALAN KUCAI LAMA, PETALING Pos, Kuala Lumpur

(訓練概要)

1. 徒弟工訓練課程 (National Apprenticeship Scheme : NAS)

もともと基本的な徒弟工訓練で、下級中等学校卒業の無技能者に対して、NITTCBの設定した訓練基準にしたがって、4年間の訓練を行っている。

ITIにおける訓練とOJT (On the Job Training) による訓練の組み合わせによって実施されており、最初の1年間はどちらも6カ月づつ、残る3年間は最初の3カ月がITI、その後9カ月がOJTになっている。

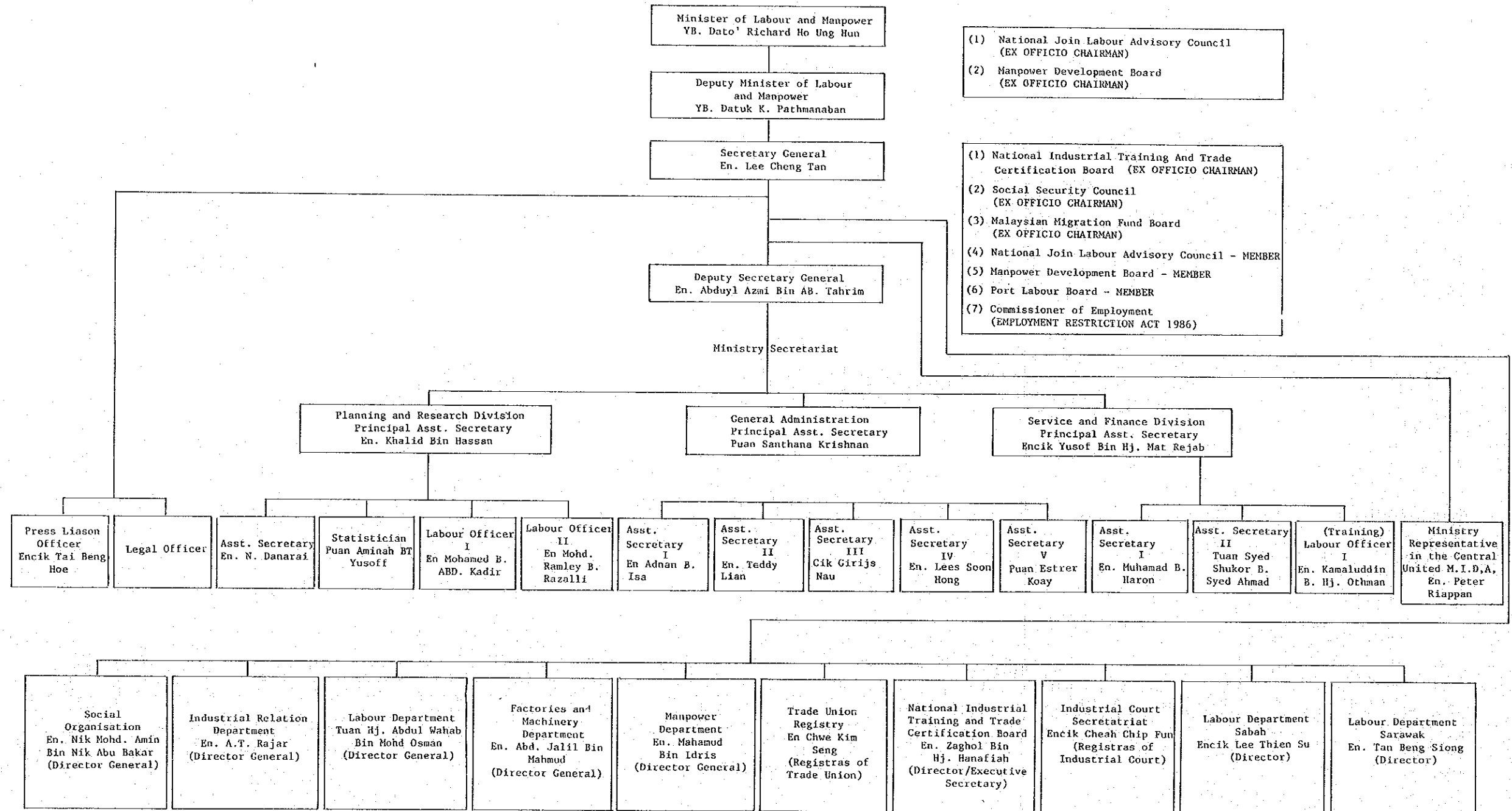
各学年の終りには修了試験を課し、さらに1年目の修了時にNITTCBの初級検定、3年目の修了時に同じく中級検定が行われる。

現在行われている訓練は、機械、電気、建築、印刷の4職系で、それぞれが更に2~4の訓練コースに分けられている。機械は仕上げ、組立コースと機械加工コースで、仕上げは修理技能を中心に、加工はオペレーション中心に、電気は家庭用電化製品コース、ラジオテレビコース、冷凍機コース、工業用電気コースの4コースに分け修理保全技能を中心に、建築はレンガ積みコース、大工コース (建具の製作、将来は木工家具の製作も含めるらしい。)、配管コースの3コース、印刷はオフセット (製

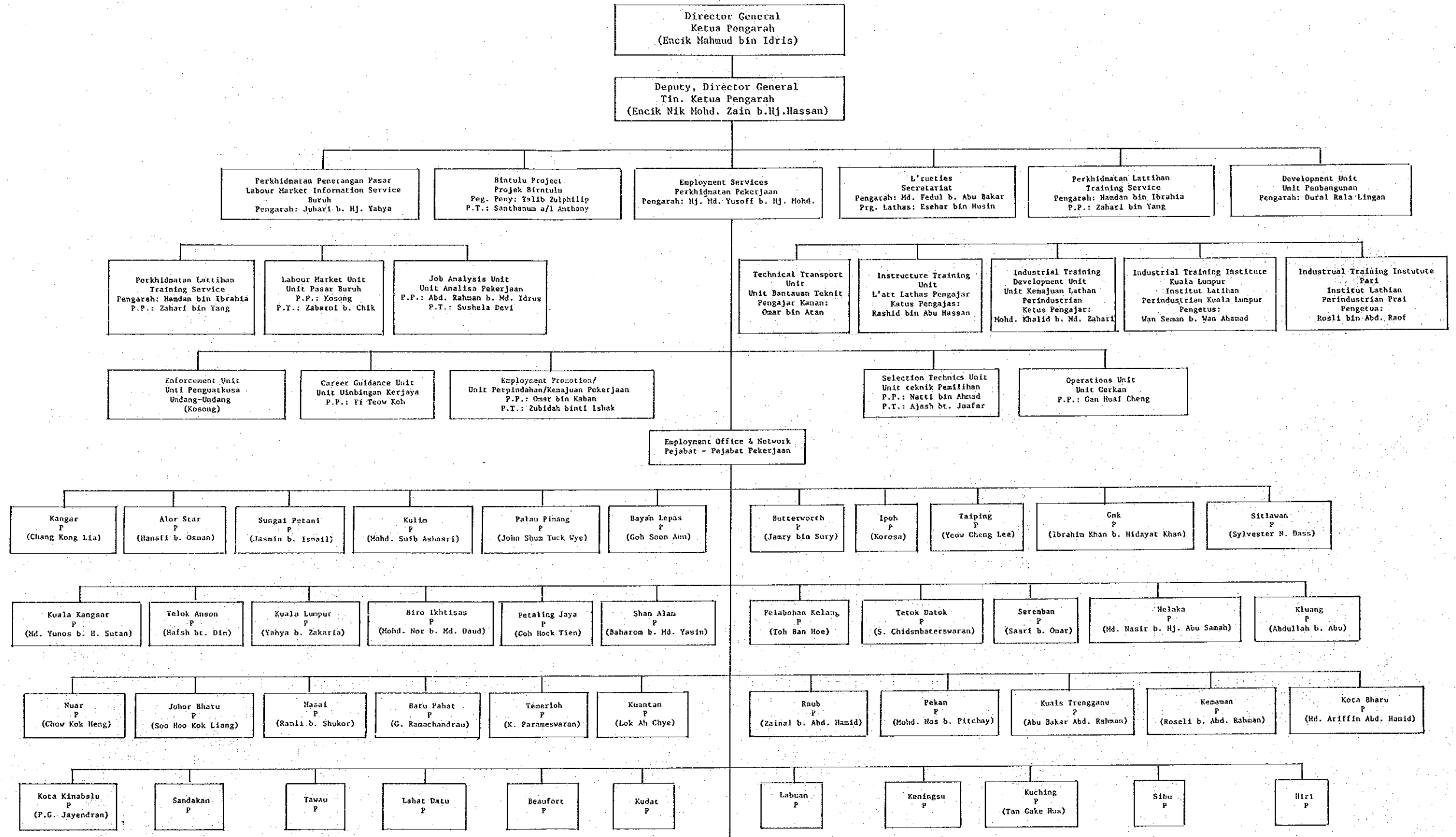
ORGANIZATIONAL STRUCTURE 1979

Ministry of Labour and Manpower

The Honourable YB. Dato' Richard Ho Ung Hun was appointed Minister of Labour and Manpower Malaysia on 1st August, 1978. The Hon. Minister was assisted by the Hon. Deputy Minister of Labour and Manpower YB. Datuk K. Pathmanaban.



ORGANIZATION CHART OF MANPOWER DEPARTMENT
 CARTA ORGANISASI JABATAN TENAGA RAKYAT 1981



版を含む。)コース、活版コース、製本コースの3コースに分け、それぞれ訓練が実施されている。

2. 養成訓練課程 (Preparatory Trade Course : PTC)

文字通り雇用機会の増大をねらった、下級中等学校卒業生、中途退学者、青年失業者等を対象とした訓練でNITTCB (初級)の検定の初級検定の水準である。訓練は1年で訓練内容は上記「1」の1年目と同じである。

3. 向上訓練課程 (Up-Grading Course)

在職技能労働者および監督者を対象とし、技能、知識の向上をねらいとしたコースである。

4. 指導員訓練課程実技コース (Trainee Instructor Course (Trade Course))

指導員になろうとする者に対して、基礎的な実技訓練を行うものである。

5. 指導員訓練課程 (Instructor Training Course)

(1) 指導員養成訓練課程 (Trainee Instructor Training Course)

中級中等学校卒業生 (MCE / SPM) または SPVM 卒業生を対象として、次の内容の2年6カ月の訓練を行う。修了者は Gradd II の指導員になることができる。

1年6カ月 — 技能訓練

6カ月 — 指導技法訓練 (Pedagogy)

6カ月 — 指導実習 (Instructing Internship)

(2) 指導員養成訓練課程 (Trade Instructor Course)

中級中等学校卒業生で、かつ、2年の実務経験を有するものを対象にして、6カ月の指導技法訓練と6カ月の指導実習を行い、上記(1)と同じレベルの指導員を養成するコースである。

(3) 指導技法研修コース (Instructional Techniques Course)

事業場においてOJTの指導にあたる監督者、職長等に対して55時間 (2週間) の指導技法の訓練を行うコースである。雇用主と受講者の希望に基づいて、昼間コース、夜間コース、フルタイムコース、パートタイムコースなどを設けている。

(4) 職場監督者のための基礎的指導技法研修課程 (Basic Instructional Techniques Course for on the Supervisors)

(3)に準じた36時間 (1週間) のコースである。

(5) 特別指導技法コース (Specialized Instructional Techniques)

1980年から、ITIの指導員のみを対象として、次の各コースを各2週間のモジュール方式により実施している。

- a. 技能分析
- b. 指導員のための指導技法
- c. 指導員がつくる視聴覚教材
- d. テスト法
- e. 訓練管理

〔職員〕

総数 160人、うち指導員 104人

〔主要設備〕

1. 板金・溶接関係

ガス集合装置 10台、交流アーク溶接機 10台、炭酸ガス溶接機 1台、PIG溶接機 1台、足踏みシャー、溶接棒乾燥機 1台、ベンダー（ハンド式）1台、3本ローラー（小形ハンド式）1台、レバーシャ 1台、（以上の機器のほとんどは英国製である。）

2. 自動車関係

シャンダイナモメータ、噴射ポンプテスト 2台、4柱リフト、ホイール balancer、クラッチ修理工具一式、バルブプリフェーサー、油圧パレス、プーラセット、クイックチャージャコンプレッサ、アーク溶接機、ガス溶接機その他

3. 機械関係

旋盤、縦フライス盤、横フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、直立ボール盤、卓上ボール盤

4. 電気関係

送電シュミレーションモデル、モータージェネレータ（AC-DC）、コンバータ 4台、誘導電動機の原理説明用モデル、巻線機、高圧3相変圧器、屋内配線実習セル（低圧単相、高圧3相）、冷蔵庫、コンプレッサ 5台、制御系実習板 4-5、配管実習教材 1

〔その他〕

- ・ 指導員は不足しており、需要に満足に応じ切れないのが実情で、たとえば、地方への出張を伴う指導員の派遣は、当該訓練の期間を短縮するよ

ITIにおける職業訓練課程一覧

訓練課程	訓練内容	訓練対象者	訓練期間	取得可能な資格	その他			備考
					訓練費用の負担者	修了後の就職の斡旋	訓練の実績(1981年)	
1. 徒弟工訓練課程 (National Apprenticeship Scheme)	機械系 機械保全一般 機械工作一般 溶接(ガスおよびアーク) 板金 自動車保全 重機器保全 電気系 家庭および工場配線 冷暖および空調 ラジオおよびテレビ 工業電子 建築系 レンガ積み 大工(家具・建具製作) 鉛管工事 印刷系 オフセット印刷 (含む製版) レター印刷 版組み 製本	主としてフォームⅡ修了者(一部フォームⅢ修了者)	4カ年(このうち、55週間はITIで訓練し、残り55週間の内訳 1年次…22週間 2年次…11" 3年次…11" 4年次…11"	1. NITTCB初級免状 2. NITTCB中級免状 3. NAS熟練免状	事業主	政府(労働・人的資源省 人的資源局訓練課事業内 訓練開発系) In-plant development chief, Training Division Manpower Dept.	33人 37人 — 1人 71人	・取得可能な資格のうち、1および2については、NITTCBの実施する技能検定を受験し、合格することが必要である。
2. 養成訓練課程 (Preparatory Trade Course)	上に同じ。	フォームⅡ修了者および若年失業者(中途者)	1カ年 うち、ITIで6カ月間、事業内訓練で6カ月間	1. NITTCB初級免状	政府	上に同じ。	機械…119人 電気…51人 建築…147人 印刷…105人 502人	・取得可能な資格については、NITTCBの実施する技能検定を受験し、合格することが必要である。
3. 向上訓練課程 (Up-Grading Course)	上に同じ。 (ただし、この他に企業の実態に応じて訓練内容を設定する。)	技能労働者および監督者	徒弟訓練課程の訓練期間に準ずる。ただし、企業の実態によつて設定された訓練の場合は、期間についてもその都度設定される。	1. 出席証明書	事業主	—	(1979年、24人)	・将来CIASTで実施予定のものについては、CIASTへ移管される。
4. 指導員訓練課程 (実技コース) (Trainee Instructor Course (Trade Courses))	NITTCB初級および中級の教科標準(シラバス)に準拠	フォームⅤ修了者	2カ年	1. NITTCB初級免状 2. NITTCB中級免状	政府	政府(労働・人的資源省 人的資源局訓練課事業内 訓練開発系)		・取得可能な資格については、1、2ともNITTCBの実施する技能検定を受験し、合格することが必要である。
5. 指導員訓練課程 (Instructor Training Course)	(1) 指導員養成訓練課程 (Trainee Instructor C.) (2) 指導員養成訓練課程 (Trade Instructor C.) (3) 指導技法研修課程 (Instructional Techniques C.) (4) 職場監督者のための基礎的指導技法研修課程 (Basic Instructional Techniques Course for on the-job Supervisors) (5) 特別指導技法 (Specialized Instructional Techniques)	MEC/SPM SPVM	1年6カ月—技能訓練 6カ月—指導技法 6カ月—指導実習	1. Grad 2指導員 2. NITTCB初級 3. NITTCB中級	政府	政府	(1979年、61人)	・すべてのコースがCIASTへ移管される。
	上に同じ。	上記学歴+実務2年	6カ月+6カ月	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	—	
	基礎指導技法	事業内監督者等	55時間(2週間)	1. 出席証明書	使用者	—	14回、延250人	
	職場での指導のための基礎的指導技法	上に同じ。	36時間(1週間)	上に同じ。	上に同じ。 1人当たり22ドル 50セント	—	8回	
	技能分析 指導員のための指導技法 指導員が作成する視聴覚教材 テストおよびテスト法 訓練管理	ITIの指導員	2週間	—	—	—	—	

りに指導している。

ちなみに、現在、指導技法を担当する指導員は6人である。

指導技法の専門家は8人おり、すべてILOの専門家から指導技法を学んでいる。

指導技法 (Pedagogy) に関する訓練内容はすべてモジュール化されており、1モジュール当り、指導案、オーバーヘッドプロジェクター、トランスベアレンシー、知識指導案 (Information Sheet) 作業指導案 (Work Sheet) 、テスト課題 (Assignment Sheet) がセットとして用意されている。

視聴覚機器としては、オーバーヘッドプロジェクターが3台あったが、2台は古く使用不能、1台だけが使用されていた。

3. ITI プライ (Industrial Training Institute Prai)

当訓練校は、1968年西ドイツの寄付によって設立され、1973年ドイツ人の指導のもとに訓練が開始された。1974年に建物および機器設備が完成した。その後、1978年にマレーシア政府に運営が任せられた。

{ 訓練概要 }

1. 訓練課程

次の課程が設けられている。内容はクアラルンプールのITIと同様である。

- (1) 徒弟工訓練課程 (National Apprenticeship Course)
- (2) 養成訓練課程 (Preparatory Trade Course)
- (3) 指導員養成訓練課程 (Trainee Instructor Training Course)

訓練生は11人で2年間の訓練を行う。Pedagogy (指導技法) については当地に指導員がいないので、Kuala Lumpur の ITI から指導員が来るか、または、Kuala Lumpur へ訓練生が行く方法をとっている。

2. 訓練職種

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 機械加工 | (2) 自動車整備 |
| (3) 機械工 | (4) 重工業 |
| (5) 構造物鉄工 | (6) 溶接 |
| (7) 金型製作 | (8) 電気 |

3. 訓練職種別指導員数および訓練生数（1981年）

	指導員数	養成工訓練課程		小計	徒弟工訓練課程						小計	合計
		前期	後期		I年 1/12~ 6/12	II 1/12~ 3/27	II 3/30~ 6/12	I 6/29~ 11/27	III 6/29~ 9/11	IV 9/14~ 11/27		
①機械加工	19	46	23	69	10	5	16	3	19	28	81	150
②自動車整備	6	28	12	40	3	2	11	6	14	8	44	84
③機械工	12	8	12	20	1	2	12	5	7	2	29	49
④重工業	1	15	11	26	-	-	-	-	-	-	-	26
⑤構造物鉄工	4	-	-		4	-	7	-	-	-	11	11
⑥溶接	3	20	20	40	-	5	-	2	-	4	11	51
⑦金型製作	2	-	-		-	5	5	9	4	-	23	23
⑧電気	10	-	13	13	-	-	-	-	-	-	-	13
主任指導員	1											
合計	58	117	91	208	18	19	51	25	44	42	199	407

〔主要設備〕

1. 自動車

ホイール・アライメントテスタ、ホイール・バランス、噴射ポンプテスタ、万能試験機、ブレーキ・ドラム旋盤、ブレーキシュー・グラインダ、おびのこ盤、4柱リフト、2柱リフト、教材用エンジン多種、その他（教材が多種にわたってかなりよく整備されている。）

2. 機械

旋盤（大8、小7）、型削り盤(6)、フライス盤(4)、平面研削盤、おびのこ盤、ボール盤(4)、その他

3. 溶接

集中ガス管理装置、CO₂溶接機、アルゴンガス溶接機、折曲げ機、パワープレス、3本ローラ、その他

4. 電気

Domestic wiring（屋内配線）練習室、11セル（低圧単相）、Industrial wiring（工業配線）練習室、11セル（高圧三相）

〔その他〕

- 教科標準(シラバス)については、クアラルンプールのITIと同様にNITTCBが定めたものを使用している。
- 機器のメンテナンス用のパーツはドイツの商社から入手している。
- プライのナショナル・セミコンダクタ(株)よりハイドロリックやニューマチック制御(モールドマシンや油圧プレス)の技術向上訓練の実施要請がなされている。

第4節 MARA(マレー人殖産公団)

1. 概 説

「MARA」というのは、Majilis Amanah Raayatのマレー語の略で、Council of Trust for the Indigeneous people、すなわち、土着の人々のための信託機関という意味である。

この機関は、原住民の生産活動を激励し、農村部における経済社会開発を促進させ、マレー人の商工活動を指導する、いわばマレーシアの開発公団的な存在であり、1966年に設立された。

行政組織として、1)教育訓練部、2)資金貸付部、3)経営指導部、4)運輸部、5)商工業部、6)総務部、7)財務会計部の7つの部門からなっている。

現在、マレー人だけを対象とした職業訓練施設としては、IKM(Institute Kemahiran MARA)が9校設置されており、その所在地は、Kuala Lumpur、Melaka、Alur、Setar、Sungai Petani、Lumut、Petaling Jaya、Pekan、Johor Baharuである。

これらの施設の事例として、ジョホールバルとクアラルンプールの訓練校について説明する。

2. IKMジョホールバル(Institute Kemahiran MARA J. B)

当訓練校に対しては、1976年9月から4年間、船舶機関、電気メッキおよび造船溶接の3コースについて日本からセンタープロジェクト方式の技術協力が行われた。

〔機構、予算、職員〕

1. 機 構

ジョホールバル訓練校の機構は第4-3表に示すようになっている。

現在14の訓練コースがあり、MARAの訓練校の中では規模的には一番大きい施設である。

組織としては事務と訓練の2つに大きく分けることができ、事務は事務長をトップに組織され、庶務、経理のほか寮生の管理、就職の指導を行っている。訓練の方は各コースに科長がすえられており、各科長のもとに各グレードの指導員が配置されている。さらに、各コースとの調整には科長の中の1人が選ばれており業務内容の調整等を行っている。

機構的にはほぼ完成されたものとなっており、校の運営はスムーズに行われている。

2. 予 算

日本の技術協力の期間中およびその後の予算執行状況は第4-4表に示すとおりであり、協力終了後もコンスタントな予算の執行が行われていることがわかる。1983年には3コースの全期に生徒が入っており、大巾な予算が割当てられている。

3. 職 員

訓練校全体の職員数について見てみると、1976年の協力開始前の72人(8コース)が1980年の協力期間中に148人(12コース)となり、1983年現在196人(14コース)に増えている。そのうちから、日本の協力を行った3コースについて見てみると、1980年の9人(1人、日本での研修後アグロヘビーコースへ転科)から1983年には14人と5人の増員になっている。

協力期間中にカウンターパートとして、日本へ研修に来た者および専門家の指導を受けた者は9人であり、そのうち2人は転職しているがその他の者は在職しており、そのうち4人は科長としてそれぞれのコースでインストラクターの指導とコース運営に力を発揮している。(第4-5表参照)

[訓練概要]

1. 訓練課程、職種、訓練期間

すべて養成訓練課程で、職種は第4-6表の14職種である。

訓練期間は2年間で、全期間を4分割し、それぞれをセメスター(Semester)と呼ぶ。第1セメスターをCommon Core Programと呼び、金属関係の基礎訓練を全職種の訓練に対し行う。第2セメスターでは各専門分

野の基本訓練を実施し、第3セメスターは In-plant Training と称し、各企業へ強制的に引き受けさせて工場実施を行う。第4セメスターは、訓練校の方へもどして各専門分野の中級レベルの訓練を行う。

2. 訓練定員、入校状況

この MARA ジョホールバル職業訓練校は、日本の協力により3コースが設定される前は、8コースある訓練校であった。1976年の資料では各科14人の定員一杯受入れたので、1期生112人、2期生98人、3期生14人、計224人の訓練生に対し、24人の指導教官を配置していた。

これが1980年には、日本の協力により新設された3コース（①船舶機関、②電気メッキ、③造船溶接）に加え、農業機械（Agro-Heavy Machinery）が開発され、ラジオ・テレビの28人訓練生受入の他は、各科14人の受入れであり、計154人の1期生、126人の2期生、126人の3期生、168人の4期生、合計574人の訓練生に対し、57名の指導教官の配置であった。

さらに、1983年になると一層の充実が行われた結果、71人の指導教官が、672人の訓練生に対し配置されている。

3. 訓練生の出身学歴

これら訓練生を1983年時点について出身学歴別に整理したのが第4-7表であるが、1976年には、製図とラジオ・テレビがすべて高卒者で、それ以外は中卒、高卒者比率が半分づつであったのが、1980年には1:2以上の差で高卒者がふえている（製図とラジオ・テレビは従来同様高卒者のみとなっている）。

1983年になると、その比率は1:25で高卒者数がふえている。これらは、マレーシアにおける教育の一般国民への普及ならびに、マレーシア系国民（ブミプトラ）への教育普及効果によるものといえよう。

応募者数の明示はなかったが、本校への応募倍率は常に数倍であり、生徒もシンガポールが近いせいか（技術）を身につけ（シンガポール等にて出稼ぎ技能労働者となる者もいる）、その技術習得態度は極めて、まじめ、かつ、熱心である。

4. 分野別訓練計画及び教材の整備状況

各コースとも訓練計画、カリキュラム、教科書、ジョブシート等が作成

され、訓練運営に円滑化をもたらした。とくに日本が技術協力を行った3コースともマレーシアでは初めての職種であり、派遣専門家については、かなりの努力の跡が見られ、また、それを受けて現スタッフが改善を重ねて来ていた。

視聴覚教材もO・H・Pを中心にして、自作スライド等も活用されており、また、カット・モデル等もスタッフの手で整備されていた。

[募集方法、授業料、その他]

1. 訓練生募集方法および入校選考

訓練生の募集は、年2回(1月、7月)、新聞、ラジオ等広報機関を通じて全マレーシアで行い、応募者に対しMARAで適性テストを実施し、合格者は面接試験の後決定される。各コースの定員に対する応募者の比率は約12倍であるが、コースによっては20倍近くになるものもある。

2. 授業料

マレーシアにおいては、小学校から下級中等学校までの9年間は義務制ではないが、授業料は無償となっており、それ以上の教育を受ける場合は通常有償とされている。しかし、MARAの場合はマレー人としての特典から授業料は無償のほか、生活費が支給されている。

3. 就職

当訓練校とMARAの現地支所が協力して訓練修了者に対する求人を確保し就職させる。

4. 卒業生の現況

第4-10表は卒業生中、日本の技術協力の対象となった3コース関係者のものであるが、当職訓練校は、他に比し高い就職率であるという。その所得も、この表から明らかなように、①機械工の場合、2年前就職時M\$ 250~540であったものが、現在はM\$ 400~690となり、②溶接工の場合、M\$ 420~570であったのが、現在M\$ 500~1,200となり、③電気メッキの場合、就職時にM\$ 375~550であったものがM\$ 435~755へと、僅か2年間であるが大巾に上昇している。地位も、早くも職長や監督官(Supevisor)になっている者もある。

労働力人口が少く、技能労働者の多くないマレーシアでは、今後確実に予想されるマレーシアの産業の発展とともに、これら技能を確実に習得した者たちは、更に地位と収入の向上が容易に実現するであろうから、これら

(第4-4表) 訓練校の予算

YEAR	MATERIAL EXPENCE	FURNITURE & FIXTURE	LOCAL COST	CONSTRUCTION EXPENCE	OTHERS	TOTAL
1978	MS \$ 7,000	MS \$ 40,000	MS \$ 60,000	MS \$ 700,000	---	MS \$ 808,000
1979	49,400	12,000	18,000	---	---	79,400
1980	60,000	5,000		---	---	65,000
1981	87,800	5,000				92,800
1982	84,800	5,000				89,800
1983	129,100	5,000				134,100

〔第4-5表〕 職員一覽

		1976 R/D	1980	1983
1	Principal	1	1	1
	Vice Principal	-	1	-
2	Teaching Staff	25	50	73
	Senior Instructor	1	5	14
	Instructor	24	45	59
	Shop Assistant	0	6	8
3	Administrative Staff & Others	9	21	22
	Administration Officer	-	1	1
	Clerk	4	4	4
	Typist	1	3	4
	Store Keeper	2	3	3
	Driver	1	3	1
	Messenger	1	1	1
	Guardman	3	4	5

(注) 1982年11月MARA HQへ転出後、後任人事が進行中

(第4-6表) 訓練科別指導員数および訓練生数(1983年現在)

COURSE NAME	INSTRUCTORS					TRAINEES				
	SENIOR INSTRUCTOR	INSTRUC-TOR	SHOP ASSISTANT	LABORATORY ASSISTANT	TOTAL	1st semester	2nd semester	3rd semester	4th semester	TOTAL
1 Mechanical Draughtsman-ship	1	4	-	-	5	14	14	14	14	56
2 General Mechanics	1	5	1	-	7	14	14	14	14	56
3 Machining & Turning	1	5	1	-	7	14	14	14	14	56
4 Welding	1	4	1	-	6	14	14	14	14	56
5 Agri-Heavy Machinery	1	5	1	-	7	14	14	14	14	56
6 Air-Conditioning & Refrigeration	1	4	1	-	6	14	14	14	14	56
7 Electrical Wiring	1	4	-	-	5	14	14	14	14	56
8 Radio & Television Mechanics	1	3	-	-	4	14	14	14	14	56
9 Motor Mechanics	1	3	-	-	4	14	14	14	14	56
10 Marine Engineering	1	3	-	-	4	14	14	14	14	56
11 Electroplating	1	3	-	-	4	14	14	14	14	56
12 Marine Welding	1	5	1	-	7	14	14	14	14	56
13 Instrumentation	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-
14 Metal Fabrication	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-

(第4-7表) 學歷別訓練生數(1983年時)

COURSE NAME	TOTAL	ELEMENTARY SCHOOL	MIDDLE SCHOOL	HIGH SCHOOL	ABOVE COLLEGE	HOLDER OF BASIC NITTCB	HOLDER OF INTER-MEDIATE OF NITTCB
1 Mechanical Draughtsmanship	56	-	-	56			
2 General Mechanics	56		16	40		12	
3 Machining & Turning	56		16	40		27	15
4 Welding	56		16	40		14 (ARC) 21 (GAS)	11 (ARC)
5 Agri-Heavy Machinery	56		16	40		22	
6 Air-Conditioning & Refrigeration	56		16	40		8	
7 Electrical Wiring	56		16	40			
8 Radio & Television Mechanics	56		-	56		15	
9 Motor Mechanics	56		16	40		17	
10 Marine Engineering	56		16	40			
11 Electro-plating	42			12		-	
12 Marine Welding	56		16	40			

(第4-8表) 訓練科別訓練時間

COURSE NAME	TOTAL HOUR	THEORY	PRACTICE	OTHERS
1 Mechanical Draughtsmanship	3190	957	2233	
2 General Mechanics	3190	957	2233	
3 Machining & Turning	3190	957	2233	
4 Welding	3190	957	2233	
5 Agri-Heavy Machinery	3190	957	2233	
6 Air-Conditioning & Refrigeration	3190	957	2233	
7 Electrical Wiring	3190	957	2233	
8 Radio & Television Mechanics	3190	957	2233	
9 Motor Mechanics	3190	957	2233	
10 Marine Engineering	3190	957	1733	See Table VII
11 Electro-plating	3190	957	2233	
12 Marine Welding	3190	957	2233	

[表4-9表] 學科別訓練計畫

NAME OF COURSE		MARINE ENGINEERING	
NAME OF TRAINING			
PERIOD OF TRAINING	24 MONTH		
FIXED NUMBER OF TRAINING	56 PERSON		
SUBJECT OF TRAINING	HOUR	INSTRUCTOR	TEXT OR WORKSHEET
3190 HOUR			
THEORY			
MARINE THEORY	573.75	SHARIL LATIFF	MARINE ENGINEER MANUAL, JICA PUBLICATION
GENERAL FITTING THEORY	64	MOHD, JAKASIH	
AUXILIARY MACHINERY	120	AHMAD SAID	
REFRI GENERATION	100	ARIFFIN MD DAM	MARINE REFRIGERATION
SUB TOTAL	957		
PRACTICE			
INTERNAL COMBUSTION ENGINE	1153.25	MOHD JARKASIH	
ALIGNMENT/SHAFTING	100.00	AHMAD SAID	
MARINE FITTING	300.00	AZMI IBRAHIM	
ELECTRICAL	120.00	SHARIL LATIFF	AUTO ELECTRICAL & MARINE ELECTRICAL HAND BOOK.
WELDING	60.00	MANSOR SHARIF	
SUB TOTAL	1733		
OTHERS			
HYDRAULIC	80.00	SALEH ABDULLAH	HYDRAULIC HANDBOOK
PNEUMATIC	80.00	SALEH ABDULLAH	
TRADE SCIENCE & CAL	140.00	SALEH ABDULLAH	BRITISH INSTITUTE OF ENGINEERING TECHNOLOGY.
TECHNICAL DRAWING	80.00	MANSUR SHARIF	BASIC TECHNICAL DRAWING HANDBOOK
ENGLISH/BUSINESS STUDY	120.00	SHEIK OSMAN	
SUB TOTAL	500.00		
GRAND TOTAL	3190		

NAME OF COURSE		MARINE WELDING		
NAME OF TRAINING		INTENSIVE COURSE		
PERIOD OF TRAINING		24 MONTH		3190 HOUR
FIXED NUMBER OF TRAINING		56 PERSON		
SUBJECT OF TRAINING		HOUR	INSTRUCTOR	TEXT OR WORKSHEET
THEORY	WORKSHOP TECHNOLOGY	192	OMAR BAKI BIN SAID	INFORMATION SHEET
	TRADE CALCULATION	287	ABDUL HAMID BIN ASRI	WORK SHEET
	WELDING THEORY	192	MOHAMAD BIN MAT DOM	ASSIGNMENT SHEET
	FITTING THEORY	143	ZOLKAFLY BIN OTHMAN	
	MIG/TIG WELDING THEORY	143	ISMAIL BIN HJ. SHAHDAN BOKHARI BIN ABDULLAH	
	SUB TOTAL	957		
PRACTICE	ARC WELDING	446	OMAR BAKI BIN SAID	
	GAS WELDING	446	ABDUL HAMID BIN ASRI	
	MIG WELDING	334	MOHAMAD BIN MAT DOM	
	TIG WELDING	334	ZOLKAFLY BIN OTHMAN	
	FITTING/SHEETMETAL	673	ISMAIL BIN HJ. SHAHDAN BOKHARI BIN ABDULLAH	
	SUB TOTAL	2233		
OTHERS	TEKNIKAL DRAWING			
	BASIC ELECTRICAL			
	SUB TOTAL			
GRAND TOTAL		3190		

NAME OF COURSE		ELECTRO PLATING		
NAME OF TRAINING		INTENSIVE COURSE		
PERIOD OF TRAINING		2 YEAR	24 MONTH	3190 HOUR
FIXED NUMBER OF TRAINING		56 PERSON		
SUBJECT OF TRAINING		HOUR	INSTRUCTOR	TEXT OR WORKSHEET
THEORY	MECHANICAL AND CHEMICAL SURFACE PREPARATION	192	RIDUWAN BIN SHUHADA	INFORMATION SHEET
	DECORATIVE/NOBLE PLATING	287	IDRUS BIN AHMAD	JOB SHEET
	INDUSTRIAL PLATING	192	BAHADOR BIN RAHM	ASSIGNMENT SHEET
	CONTROL ANALYSIS & TESTING	143	HAMIMI BIN OMAR	
	SPECIAL SURFACE TREATMENT	143	HAMIMI BIN OMAR	
	SUB TOTAL	957		
PRACTICE	MECHANICAL AND CHEMICAL SURFACE PREPARATION	446	RIDUWAN BIN SHUHADA	
	DECORATIVE/NOBLE PLATING	673	IDRUS BIN AHMAD	
	INDUSTRIAL PLATING	446	BAHADOR BIN RAHM	
	CONTROL ANALYSIS & TESTING	334	HAMIMI BIN OMAR	
	SPECIAL SURFACE TREATMENT	334	HAMIMI BIN OMAR	
	SUB TOTAL	2233		
OTHERS				
	SUB TOTAL			
	GRAND TOTAL	3190		

[第4-10表] 卒業生の現在と過去

	EMPLOYER'S NAME	COURSE TRAINED	NUMBER EMPLOYED	FIRST SALARY	PRESENT POSITION	PRESENT SALARY
1	MALAYSIA SHIPYARD ENGINEERING	MARINE MECHANIC	4	\$ 250	MACHINERY FITTER	\$ 480
2	SABAH SHIPYARD ENGINEERING	MARINE MECHANIC	2	\$ 480	MACHINERY FITTER	\$ 680
3	HONG KONG LURSEN SHIPYARD	MARINE MECHANIC	2	\$ 250	MACHINERY FITTER	\$ 395
4	SCOTT & ENGLISH (CUMMINS ENGINE)	MARINE MECHANIC	2	\$ 370	MACHINERY FITTER	\$ 500
5	EAST MALAYSIA SHIPYARD KUALA TRENGGANU	MARINE MECHANIC	2	\$ 265	MACHINERY FITTER	\$ 350
6	ESSO OIL COMPANY LIMITED	MARINE MECHANIC	2	\$ 415	TECHNICIAN	\$ 675
7	NATIONAL OIL COMPANY (PETROLNAS)	MARINE MECHANIC	2	\$ 475	TECHNICIAN	\$ 690
8	PORT KLANG AUTHORITY SELANGOR	MARINE MECHANIC	2	\$ 375	MACHINERY FITTER	\$ 415
9	MALAYSIA SHIPYARD & ENGINEERING	MARINE MECHANIC	4	\$ 250	MACHINERY FITTER	\$ 460
10	MAJLIS AMANAH RAKYAT (MARA)	MARINE MECHANIC	2	\$ 440	INSTRUCTOR	\$ 465
11	GENERAL ELECTRIC COMPANY	MARINE MECHANIC	2	\$ 425	MAINTENANCE TECHNICIAN	\$ 690
12	MARINE DESTINATION SERVICES MASAI, JOHOP	MARINE MECHANIC	5	\$ 375	MACHINERY FITTER	\$ 420

EMPLOYER'S NAME	COURSE TRAINED	NUMBER EMPLOYED	FIRST SALARY	PRESENT POSITION	PRESENT SALARY
1 MALAYSIA SHIPYARD AND ENGINEERING, PASIR GUDANG, JOHOR, MALAYSIA.	WELDERS	43	\$ 470.00	1.WELDING SUPRVISOR 2.WELDING FORMEN 3.LEADING HAND 4.WELDERS	\$ 900.00 - \$ 1,200.00 \$ 800.00 - \$ 1,000.00 \$ 600.00 - \$ 800.00 \$ 500.00 - \$ 800.00
2 HONG LEONG SHIPYARD, BUTTERWORTH, PULAU PINANG.	WELDER	8	\$ 440.00	JUST GRADER WELDER	\$ 700.00 - \$ 900.00
3 PROMET FABRICATORS, TELUK RUNINIA, JOHOR.	6 G, WELDER	20	\$ 420.00	APPRENTIC	
4 SHIPYARD, LIMBONGAN TIMOR, TRENGGANU.	TECH- NICIAN	7	\$ 420.00	TECHNICIAN	\$ 600.00 - \$ 900.00
5 SUROHAN JAYA, PELABOHAN PULAU PINANG.	TECH- NICIAN	4	\$ 420.00	TECHNICIAN	\$ 600.00 - \$ 900.00
6 MARA VOCATIONAL TRAINING INSTITUTE, MALAYSIA.	IN- STRUCTOR	6	\$ 570.00	INSTRUCTOR	\$ 700.00 - \$ 1,000.00

	EMPLOYER'S NAME	COURSE TRAINED	NUMBER EMPLOYED	FIRST SALARY	PRESENT POSITION	PRESENT SALARY
1	MATSUSHITA SHAH ALAM, SELANGOR.	ELECTRO PLATING	3 +	375.00	SUPERVISOR	705.00
2	DOFF PLATING, SENAWANG, SEREMBAN, NEGERI SEMBILAN.	ELECTRO PLATING	1 +	350.00	PLATER	480.00
3	OE JEWELLERY, KAWASAN PERDAGANGAN BEBAS, P. PINANG. PULAU PINANG.	ELECTRO PLATING	1 +	350.00	PLATER	485.00
4	INTERBUMI METAL SDN. BHD., No. 15, LORONG SELAMAT, KUALA LUMPUR.	ELECTRO PLATING	3 +	375.00	PLATER	450.00
5	PERISTIMA SDN. BHD., NO. 255, JALAN G, PASIR GUDANG, JOHOR BAHRU, JOHOR.	ELECTRO PLATING	10 +	375.00	LAB ASST/ FOREMAN TRAINEE	500.00
6	DIE CASTING PRODUCT SBN. BHD., SUITE 1402, 14TH FLOOR, KUALA LUMPUR.	ELECTRO PLATING		375.00	TECHNICIAN	435.00
7	SGS-AIES MALAYSIA SDN. BDH., MUAR, JOHOR.	ELECTRO PLATING	1 +	550.00	SUPERVISOR	755.00
8	MALAYSIAN AIRLINE SYSTEM (MAS), SUBANG, SELANGOR.	ELECTRO PLATING	1 +	375.00	P TECHNICIAN	550.00

若年技能労働者の前途は洋々たるものがあるといえよう。

3. IKM(職業訓練校)クアラルンプール(Institute Kemuhiram MARA K.L)

〔所在地〕

Jalan Belangkas, Kampong Pandan, Kuala Lumpur

〔訓練概要〕

1. 訓練課程

2年制の養成訓練のみで、訓練の構成は次のとおりである。

1年目	訓練校
2年目(前半6カ月)	OJT(企業)
(後半6カ月)	訓練校

シラバス(教科標準)は、NITTCB、民間企業、MARA 訓練施設が協議して決める。学科と実習の比率は1:1である。

訓練の1年目の修了時にNITTCBの初級、2年目の修了時に中級の受験資格ができる。

2. 訓練職種、訓練生数、指導員数

職種は10、総訓練生定数は800人、1982年の在校訓練生が502人、職員総数が100人、そのうち指導員が63人である。1指導員当りの訓練生数は14人が原則である。

職種別訓練生数および指導員数(1981年時点)

訓練職種	訓練生数	指導員数
① 屋内配線および工業配線	54人	9人
② 家屋および工業電気	34	9
③ 機械加工	82	8
④ 手加工	65	5
⑤ 溶接	35	5
⑥ 鑄造	46	5
⑦ 冷凍空調機器	51	5
⑧ 塗装	41	4
⑨ 機械製図	62	4
⑩ 板金	32	4
⑪ 共通基礎訓練(Common Course)	—	5
10職種	502	63

〔入学資格、授業料〕

入学資格は、下級中等学校修了資格 (Form III) または中級中等学校修了資格 (V) の者で、訓練生の募集は6カ月に1回行われる。

授業料は無料である。しかも、MARAから訓練生1人当たり毎月150マレーシアドル (1982年時点) の手当が支給される。さらに、OJTの期間中は企業からも手当が支給される。

〔訓練修了者の就職状況〕

訓練修了者に対する求人の開拓、確保は訓練校とMARAの支所が協力して行う。職業安定所は経由しない。

具体的な就職先は、企業等の求人者が訓練施設にきて訓練生と面接したうえ決定される。賃金は1カ月350マレーシアドル程度。鑄造、板金については企業も少なく不振である。

〔MARA 指導員の採用、養成、職階〕

1. 採用

- 新聞により公募する。
- 応募資格は、次の各要件を満たしていることである。
 - a 中級中等学校修了証 (Form V) を取得し、または ITI の2年訓練を修了していること。
 - b 3年間の実務経験を有していること。
 - c 年齢が35才以下であること。
- MARAの教育訓練部 (Training Div.) が選考を行う。
- MARA職業訓練校が独自の技能試験とインタビューに基づき採用を決定する。
- 採用後最低1年間は、指導技法および必要な技能訓練を行う。
- 3年日以降は、必要により外国 (米国、日本、西ドイツ、韓国等) に研修に派遣する。指導員総数 (63人) のうち10人が日本で研修済みである。

2. 職階

Head of Department

Senior Technical Teacher

Technical Teacher

Trainee Teacher

〔主要設備〕

1. 機械加工

1975年英国からM\$ 2,000,000の供与がなされたことにより充実した。
旋盤、フライス盤(横一バーチャルヘッド付、工具フライス)、研削盤(万能、円筒、平面、万能工具)、形削盤、卓上ボール盤、1コ型、万力、作業台

2. 電気・電子・空調

モーター、変圧器、低電圧(220~240V)単相・高電圧(415V以上)三相用コンパートメント、冷蔵庫、空調設備、発振器、電圧計、オシロスコープ、可変抵抗器

3. 溶接、鋳造、板金

ギャブシー、ガス集合装置、自動ガス切断機、TIG溶接機、CO₂ガス溶接機、直流溶接機、交流アーク溶接機(200~300A)、曲げ試験機(油圧、手動、60 ton)、自動ノコ盤、乾燥機、ハンドシャー、ハンドベンダー、ニブリングマシン、卓上ボール盤、ボール盤(23mm)、ポータブルスポット溶接機、重油炉

第5節 文化・青年・体育省

〔名称〕

Youth Training Center

〔所在地〕

Pusan Tuae

〔訓練概要〕

1. 訓練課程

すべて基礎レベルの養成訓練である。

全員が次表の本来の訓練開始前に規律訓練を受ける。これは訓練生(=青年)に国家に対する忠誠、国民としての役割、責任を認識させ、体得させることを目的としている。

2. 訓練職種、入校資格、訓練期間

訓練職種は、次表のとおり技能訓練が19、ビジネス・商業訓練が2となっている。職業訓練の訓練期間は職種ごとに6カ月~30カ月に設定されている。この中に4カ月のOJTが含まれている。また、訓練の修了時に、NITTCBの検定の受検が義務付けられている。

入校資格のうち学歴については、次表「入校資格」欄のとおりである。欄中に「V」、「Ⅲ」とあるのはForm V、Form Ⅲのことであり、「P」はPrimary Schoolのことである。学歴以外には③のb～hの各要件を満たしていることが必要である。くわえて入校時には、適性試験を受けることが義務付けられている。年間総訓練生数は450人である。

① Vocational training

訓練職種	入校資格 (学歴)	訓練期間
Electrical Trades (電気科)		
Domestic & Industrial Wiring	V	18ヵ月
Electrical Chargeman	V	30
Radio/T.V. Servicing	V	18
Refrigeration & Air Conditioning	V	18
Motor Vehicle Trades (自動車科)		
Motor Vehicle Mechanic	Ⅲ	18
Welding-Gas & Arc	Ⅲ	12
Motorcycle & Outboard Motor Machanic	Ⅲ	18
Panel Beating & Spray Painting	P	12
Mechanical Trades (機械科)		
General Mechanical	Ⅲ	18
Building Trades (建設科)		
Bricklaying & Masonary	P	6
Cabinet Making	Ⅲ	18
Carpentry & Joinery	Ⅲ	24
Plumbing	Ⅲ	12
Agriculture Course		
Animal Husbandary	Ⅲ	6
Agricultural Science	P	6
Farm Mechanization	P	6
Heavy Plant Operation	Ⅲ	6
Other Trades		
Trailoring	Ⅲ	24
Dress Making (women)	Ⅲ	18

② Business/Commerce Training

General Business	V	12
Specialized (Trades) Business	V	3

③ 入校資格

- a 上記の学歴を有すること。
- b マレーシア国民であること。
- c 失業者であること。
- d 年齢が16才～20才であること。ただし、Electrical wiring and Chargeman については18～21才、Heavy Plant Operation については21～25才であること。
- e 単身者であること。
- f 身体に障害がないこと。
- g 罪状がないこと。
- h 選考委員会の選考した者であること。

〔授業料〕

訓練は無料で、くわえて1カ月当り30マレーシアドルの手当が支給される。

訓練修了者の自営促進策として、次の2種類の援助措置がある。

- ① Youth Business Scheme 自営資金の貸付け
- ② Youth Agriculture Programme 自営資金の無償交付

〔指導員〕

指導員総数は50人、このうち20人はITI卒で、うち数人はSenior Instraeter である。

〔設備〕

機械加工

旋盤、直立ボール盤、卓上ボール盤、ノコ盤、万力

溶接

ガス集合装置、プレス(油圧・ハンド式 $600\text{Kg}/\text{cm}^2$)、卓上ボール盤、両頭ブラインダー、交流アーク溶接機、TIG溶接機、高速切断機、自動ガス切断機、自動ノコ盤

自動車

エンジンアナライザー、オシロスコープ、噴射ポンプテスター、タイヤチェンジャー、ホイールバランス、バルブリフェーザー、クイックチャージャー、ベビークレーン

第6節 NITTCB（職業訓練・技能検定評議会）

1. 経 緯

NITTCB（National Industrial Training and Trade Certification Board：職業訓練・技能検定評議会）は、技能労働者の需要動向の評価、現行の訓練制度の評価、訓練基準および教科標準の設定、技能検定の実施等を行うために1971年12月に設置された機関である。設置当初は、労働・人的資源省人的資源局（Manpower Dept.）内に設けられていたが、1974年に労働・人的資源大臣直属の機関となった。

2. 組 織

評議会（Board）は、21人の委員で構成されている。

委員の内訳は、労働・人的資源省側から12人、労働者代表3人、使用者代表3人、労働行政に関係する者で以上のいずれにも属さない者2人および議長である。議長には、労働・人的資源省次官が任ぜられる。

評議会の事務局として、Technical unitがある。また、技術的事項を検討するために、11人の委員からなる技術委員会（Technical committee）が設けられており、評議会を補佐している。技術委員会には、訓練基準を定める技能基準委員会（Trade standards committees）、訓練内容を定める教科標準委員会（Syllabi committees）および技能検定を行う技能検定委員会（Trade test panels）が設けられている。この他に、非常設の委員会があり、常設の委員会では処理できない問題が起こったときに開催される。組織図は、別添第4-2図のとおりである。

(1) 事務局（Technical unit）

NITTCBの事務局であり、技能基準課、教科標準課、技能検定課、統計課および管理・経理課の5課からなる。職員は65人である。なお、組織図は、第4-3表のとおりである。

(2) 技術委員会（Technical committee）

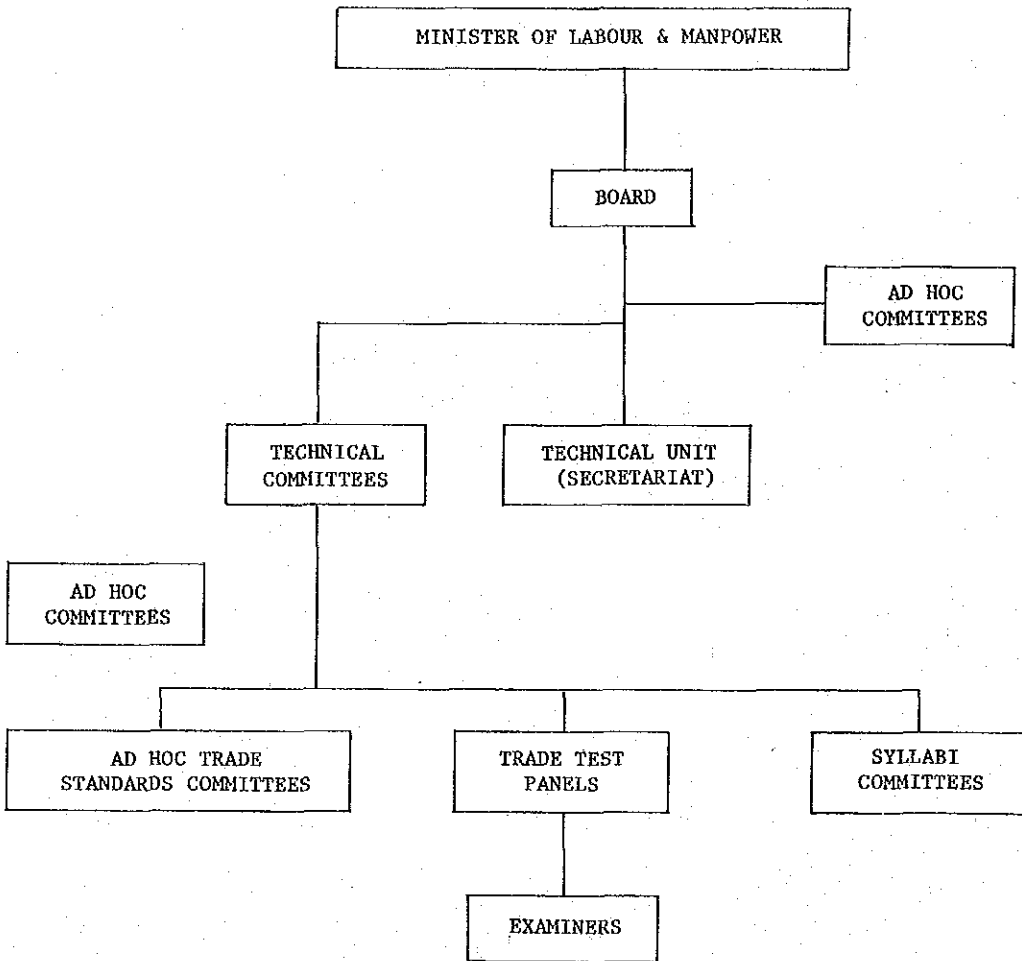
11人の委員からなる。委員の構成は、労働省側から4人、労働者代表2人、使用者代表2人、労働行政に関係する者で以上のいずれにも属さない者2人および議長である。議長は、Boardの委員から選ばれる。

(3) 事 業

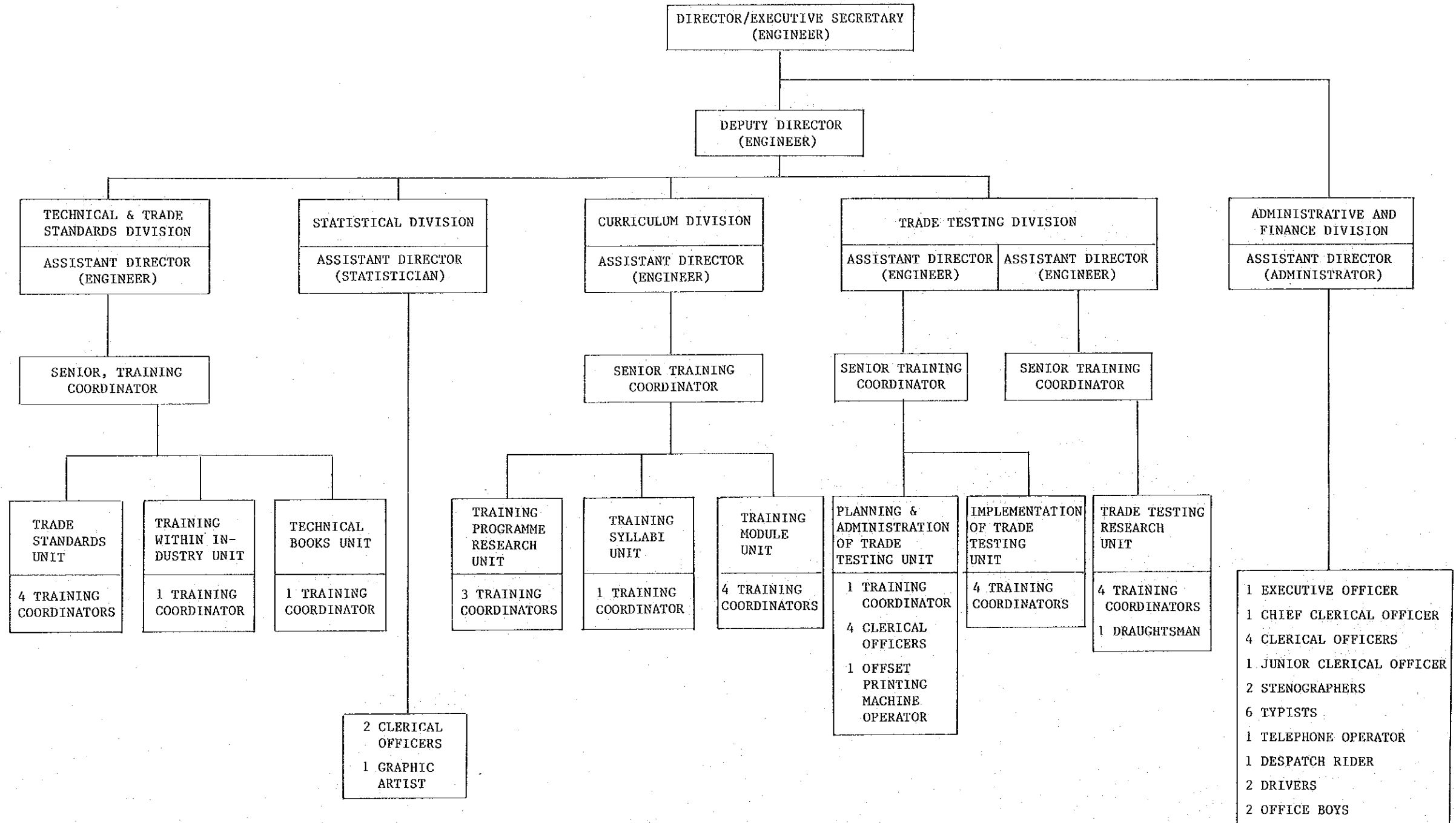
1) 技能基準（Trade Standards）の作成

技能基準は、技能基準委員会（Trade standards committees）によっ

[第4-2图] ORGANIZATION CHART OF LPPKK



[第4-3图] ORGANIZATION CHART OF THE TECHNICAL SECRETARIAT OF THE NATIONAL INDUSTRIAL TRAINING AND TRADE CERTIFICATION BOARD



TOTAL NUMBER OF STAFFS (1982) : 65

〔第4-10表〕 完成している職種別技能基準一覧（1982年時点）

Code	Name of Trade
A1	MOTOR VEHICLE MECHANIC
A2	EARTH MOVING EQUIPMENT & CONSTRUCTIONAL MACHINERY MECHANIC
A3	HEAVY COMMERCIAL VEHICLE MECHANIC
B1	BRICKLAYER & MASON
B2	PLUMBER (DOMESTIC)
C1	CARPENTER & JOINER
C2	CABINET MAKER
D1	REFRIGERATION & AIR-CONDITIONING MECHANIC
D2	ELECTRICIAN (DOMESTIC & INDUSTRIAL)
D3	RADIO & TELEVISION MECHANIC
D4	TRANSMITTER & RECEIVER MECHANIC (FOR ADVANCED GRADE ONLY)
E1	GENERAL MECHANIC - FITTER
E2	TURNER
E3	GENERAL MACHINIST
E4a	GENERAL MACHINIST - MILLER) (FOR ADVANCED
E4b	GENERAL MACHINIST - GRINDER) GRADE ONLY)
E5	WELDER - GAS
E6	WELDER - ARC

Code	Name of Trade
E7	SHEET METAL WORKER
E8	SAWDOCTOR
F1	HAND COMPOSITOR
F2	MACHINE COMPOSITOR - LINOTYPE & INTERTYPE OPERATOR
F3	PRESSMAN - FLAT RED LETTERPRESS
F4	BOOKBINDER
F5	OFFSET LITHOGRAPHY - CAMERAMAN & PLATEMAKER
F6	OFFSET LITHOGRAPHY - PRESSMAN & PLATEMAKER
G1	TAILOR & CUTTER
G2	DRESSMAKER

て作成されるが、これは非常設の委員会で職種ごとに設けられている。

職種別の委員会は、最低10人で組織され、1年に7～8回開催し、1.5～2年で1職種の技能基準を作成する。原則として初級、中級、上級の3段階の技能基準を作成することとしている。初級は就職に結びつくレベルであり、上級は熟練者(master class man)のレベルである。中級はその中間である。これまでに28コース(職種)について作成をみているが、現在、さらに14コースについて作成中である。目下、現行の3段階の基準を一元化すべく検討中である。

技能基準は、教科編成および技能検定の基本として用いられている。技能基準の改定は25年ごとに実施している。

なお、作成をみた技能基準は、第4-10表の通りである。また、現在作成中のものについては、第4-11表の通りである。

2) 教科標準(Syllabi)の作成

教科標準(Syllabi)は、教科標準委員会(Syllabi committees)によって作成される。技能基準の設定されたコースについて教科標準(Syllabus)が作成されている。各コースごとに委員会を設けるが、委員はすべて指導員である。委員会は最大7人で組織され、年に3回程委員会を開催し、1年で1つの職種を作成する。教科標準は初級および中級についてのみ作成しており、上級については作成していない。

3) 技能検定(Trade test)

技能検定は、次の3クラスに分れており、検定職種は1981年時点で23職種である。

- ① 初級(Basic Grade) ……………就職に結びつくレベル
- ② 中級(Intermediate Grade) ……①と②の中間のレベル
- ③ 上級(Advanced Grade) ……………熟練者(master class man)のレベル

検定は、職種ごとに実技試験と学科試験からなり、毎年2回(5～6月、11～12月)実施される。技能検定に合格すると、それぞれのクラスに応じ証明書が発行される。検定は実技試験に重点が置かれ、実技試験が合格で学科試験が不合格の場合には、次回の検定を受ける際に実技試験免除の特典が与えられる。

〔第4-11表〕 作成中の職種別技能基準
(1982年時点)

No	NEW TRADE STANDARDS UNDER FORMULATION
1	TOOL & DIE MAKER
2	STEEL FABRICATOR & ERECTOR
3	AGRICULTURAL MACHINERY MECHANIC
4	AUTO ELECTRICIAN
5	MOTORCYCLE MECHANIC
6	PANEL BEATER
7	SPRAY PAINTER
8	DIESEL ENGINE MECHANIC
9	ELECTRO - PLATER
10	MOULDER)
11	PATTERNMAKER) FOUNDRY
12	WOODWORKING MACHINIST
13	LIFT AND ESCALATOR MECHANIC
14	INDUSTRIAL ELECTRONIC

1981年時点の技能検定の実施状況は次のとおりである。また検定職種別の状況は第4-12表のとおりである。

	受検者	合格者	合格率
初級	5,418 人	2,735 人	50.5 %
中級	1,187	691	58.2
上級	38	10	26.3

〔第4-12表〕 職種別・レベル別の技能検定試験の受検者・合格者数(1981年)

Trade	Basic		Intermediate		Advanced	
	Tested	Passed	Tested	Passed	Tested	Passed
Motor Vehicle Mechanic	643	304	58	19	-	-
Earth Moving Equipment & Constructional Machinery Mechanic	30	13	-	-	-	-
Heavy Commercial Vehicle Mechanic	17	9	-	-	-	-
Bricklayer & Mason	312	227	110	86	11	1
Plumber (Domestic)	277	155	68	44	-	-
Carpenter & Joiner	346	184	89	68	15	6
Cabinet Maker	240	153	113	74	12	3
Refrigeration & Air-Conditioning Mechanic	148	88	2	1	-	-
Electrician (Domestic & Industrial)	387	216	78	50	-	-
Radio & Television Mechanic	181	75	-	-	-	-
Transmitter & Receiver Mechanic	-	-	-	-	-	-
General Mechanic - Fitter	463	288	176	96	-	-
Turner	116	61	72	43	-	-
General Machinist - Miller) General Machinist - Grinder)	243	100	53	29	-	-
Welder - Gas	421	241	101	61	-	-
Welder - Arc	478	207	115	70	-	-
Sheet Metal Worker	29	25	-	-	-	-
Saw Doctor	-	-	-	-	-	-
Hand Compositor	16	12	-	-	-	-
Machine Compositor-Linotype & Intertype Operator	-	-	-	-	-	-
Pressman - Flat Bed Letterpress	13	13	-	-	-	-
Bookbinder	13	29	-	-	-	-
Offset Lithography - Cameraman & Platemaker	49	19	-	-	-	-
Offset Lithography - Pressman & Platemaker	43	19	-	-	-	-
Traylor & Cutter	361	139	118	34	-	-
Dressmaker	572	158	34	16	-	-
Total	3418	2735	1187	691	38	10

技能検定については、法的に就業制限に結びつけるとか、賃金の上昇に結びつけるときとかの政策は採られていない。ただし、公務員の場合は、就職の条件に技能検定の資格を掲げている。

技能検定の委員は、すべて産業界から選ばれている。

なお、最近、新聞の技能者募集欄にたとえば「NITTCBの中級の資格を有する者」ということわり書きが見受けられるようになり、この資格制度がマレーシアの産業界に序々に定着してきている。

【参考】

日本における技能検定は、職業訓練法に基づいて「労働者のもっている職業に必要な技能や知識を一定の基準によって検定し、これを公証する制度」として設けられている。

技能検定には、職種ごとに1級および2級に区別するものと等級に区別しない単一の等級として実施するものがある。検定職種は1982年度現在127職種で、このうち119職種は1級と2級に区別されており、8職種は単一等級となっている。1級および単一等級は上級技能者、2級は中級技能者がそれぞれ通常有すべき技能を基準にして試験が実施される。

技能検定は、検定職種ごとに実技試験と学科試験が各都府県において毎年1回行われている。1982年10月末までの申請者数および合格者数は次のとおりである。

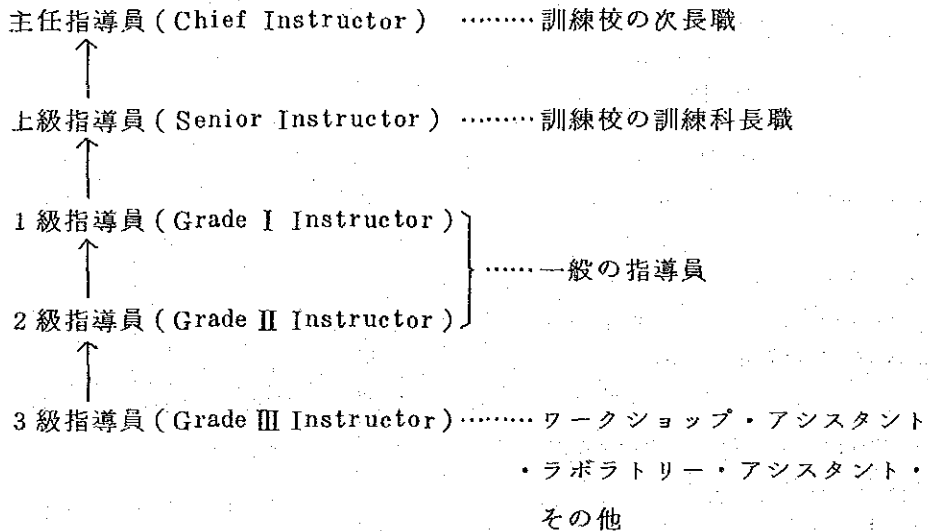
	申請者数	合格者数	合格率
1 級	1,009,539人	459,483人	45.5%
2 級	1,525,606人	615,855人	40.4%
単一等級	11,330人	6,136人	54.2%

第7節 職業訓練指導員等

1. 職業訓練指導員（Instructor）

1981年現在で、各省庁が所管する公共職業訓練施設に勤務している職業訓練指導員は527人である。（ただし、この数字は労働・人的資源省が把握している公式の数字であり、各訓練校の実人員の合計数はこれを相当数うまわっている。）

これらの指導員は、次のように5つの職階に区分されている。指導員制度は法令上の免許制度になっていないので、人事取扱いのうえでの区分である。なお、各訓練校の校長、次長などの幹部は、ほとんど大学卒の行政官またはエンジニアで占められており、指導員から昇進するケースはわずかである。



これらの指導員の給与、資格要件、研修、試験、昇進等については、「指導員の採用と処遇に関する規程」において次ページのように定められている。

なお、省庁別・職階別の指導員数については第4-13表を参照のこと。

〔第4-13表〕 省庁別・グレード別指導員数

省庁別	シニア インストラクター	インストラクター グレード1	インストラクター グレード2	インストラクター グレード3	計
労働・人的資源省	7人	1人	133人	21人	162人
MARA		37	193		230
文化・青年・体育館		1	40	10	51
住宅供給省				46	46
農業省				20	20
福祉サービス省				18	18
総計	7	39	366	115	527

担当職種別には、機械・金属加工系が227人、電気・電子・空調系が88人、建築・建設・木工系が194人、印刷・製本系が14人、縫製が4人となっている（詳細は第4-14表参照）。

(第4-14表) 職種別・省庁別指導員数

	MARA	労働・人 的資源省	文化・青年・ 体育省	その他	合 計
Mechanical Department				6	6
General Mechanic	19	37	5		61
General Machinist	32	22			54
Tool and Die Making		2			2
Foondry		2			2
Patiern Making					
Moter Vehcile Mechanic	12	11	7	10	40
Heavy Contruction Plant Mechanics		4	3		7
Welding	32	9	3	4	48
Sheet Metal Febrication		4			4
Structural Metal Prepaier and Erector		3			3
Engineering Inspection					
小 計	95	94	18	20	277
Electrical Engineering Department		1			1
Electrical Fitting	18	27	8		45
Electrical-Domestic Industrial					8
Radio and TV Servicing	7	4	4	3	18
Industrial Electronics					
Refrigeration and Air-Conditioner Mechanics	10	3	2	1	16
小 計	35	35	14	4	88
Construction Department				14	14
Carpentry and Joinery	27	12	5	32	76
Wood Working Machining					
Furniture Making	25		4	8	37
Bricklaying / Concrete Work	30	7	3		40
Plumbing	18	6	3		27
小 計	100	25	15	54	194
Printing Department		1			1
Hard Comporing				2	2
Machine Comporing		1		2	3
Letterpress Printing					
Ofset Lithography-Printing and Platemarking		4			4
Book Binding		2		2	4
小 計		8		6	14
Talerin			4		4
合 計	230	162	51	84	527

2. 管理職

各省庁の職業訓練担当部署の主要ポストおよび各職業訓練校の校長、次長などの管理職は、大学卒の行政官およびエンジニアで占められている。そのうちエンジニアの昇進経路は次のようになっている。

- ① SS "F": 大学を卒業して少なくとも7年の経験が必要な職
経験2年 (Super Skill "F")
- ② SS "G": 大学を卒業して少なくとも5年の経験が必要な職
経験2年 (Super Skill "G")
- ③ Senior T/S
経験3年
- ④ T/S 新卒技師 (Time Scale Engineer)

(Grade I Instructor の採用と処遇に関する規程)

- (1) 給 与: グループ B
Grade I Instructor B8: 785マレーシアドル~1,505マレーシアドル
Senior Instructor B3: 1,505マレーシアドル~1,685マレーシアドル
Chief Instructor B1: 1,685マレーシアドル~1,865マレーシアドル
- (2) 採用年齢: 公務員として新規採用される場合には、年齢が30歳以下であること。見習い中の者を含め公務員にあっては、年齢が50歳以下であること。退役軍人および警察官にあっては年齢が45歳以下であること。
- (3) 資格要件: 採用候補者の資格要件は次のいずれかである。
 - a) 大学および高等教育機関の Diploma of Engineering を有する者、またはこれと同等以上の資格を有すると認められるもので、MCEレベルの Bahasa Malaysia (マレーシアの国語) の能力を有する者。
 - b) Grade II Instructor にあっては Grade II Instructor として5年以上勤務した者。
- (4) 申 請: 採用申請書は Public Service Commission 事務局長に提出すること。
- (5) 見習い期間: 採用候補者は1~3年間見習い勤務をしなければならない。
- (6) 訓 練: Grade I Instructor は Monpower Department (労働・人

的資源省労働力部)の実施する訓練を受けなければならない。
い。

- (7) 試験：見習中の Grade I Instructor は、見習期間中に指導員訓練課程または国家試験を修了またはパスしなければならない。
- (8) 本採用：見習い中の採用候補者が、本採用となるための要件は次のとおりである。
- a) 見習期間を修了すること。
 - b) 指導員訓練課程または国家試験を修了し、またはパスすること。
 - c) Monpower Department 部長が本採用に値する能力を有すると認めること。
- (9) Efficiency Bar：Efficiency Bar の Grade I Instructor となる資格要件は次のとおりである。
- a) Efficiency Bar 直前の最高給与で1年間勤務すること。
 - b) Monpower Department 部長が、職務遂行能力の進歩を認め、昇進を妥当と判定すること。
- (10) Senior Instructor：Senior Instructor となるための資格要件は次のとおりである。
- a) Grade I Instructor として5年以上勤務すること。
 - b) 空席があり、Monpower Department 部長が昇進を妥当と判定すること。
- (11) Chief Instructor：Chief Instructor が空席となった場合は、Senior Instructor の中から適当な者の昇進が考慮される。

〔Grade II Instructor の採用と処遇に関する規程〕

- (1) 給与：グループC C7：540マレーシアドル～1,120マレーシアドル
- (2) 採用年齢：公務員として新規に採用される場合には、年齢が28歳以下であること。見習い中の者を含め、公務員にあっては年齢が50歳以下であること。退役軍人及び警察官にあっては年齢が45歳以下であること。
- (3) 資格要件：採用候補者の資格要件は次のとおりである。

- a) MCE (Malaysia Certificate of Education : Form V レベル) を有する者、または次の各項のいずれかの要件を満たす者。
 - i) 5年以上の生産現場における実務経験を有すること。
 - ii) NITTCBの Apprenticeship's Certificate を受けていること。または1年以上の Apprenticeship を修了しまたは、これと同等以上の能力を有すると認められること。
 - iii) NITTCBの中級の技能検定合格証を受けていること。または2年以上の実務経験を有し、これと同等以上の能力を有すると認められること。
 - iv) NITTCBの上級の技能検定合格証を受けていること。
 - b) Greade III Instructor にあつてはNITTCBの中級の技能検定合格証を有すること。またはGrede III Instructor として3年以上勤務すること。
- (4) 申 請：採用申請書は Public Service Commission 事務局長に提出すること。
- (5) 見習い期間：採用候補者は1～3年間、見習い勤務をしなければならない。
- (6) 訓 練：Grade II Instructor は Monpower Department の実施する訓練を受けなければならない。
- (7) 本 採 用：見習い中の採用候補者が本採用となるための要件は次のとおり。
- a) 見習い期間を修了すること。
 - b) 指導員訓練課程を修了すること。
 - c) Monpower Department 部長が本採用に値する能力を有すると認めること。
- (8) First Efficiency Bar : First Efficiency Bar の Grade II Instructor となる資格要件は次のとおりである。
- a) First Efficiency Bar 直前の最高給与で1年間勤務すること。
 - b) Monpower Department 部長が、職務遂行能力の進歩を認め昇進を妥当と判定すること。

(9) Second Efficiency Bar : Second Efficiency Bar の Grade II

Instructor となる資格要件は次のとおりである。

- a) NITTCB の上級の技能検定合格証を取得すること。
- b) Second Efficiency Bar 直前の最高給与で1年間勤務すること。
- c) Monpower Department 部長が、職務遂行能力の進歩を認め、昇進を妥当と判定すること。